

大都市における行政課題への対応に関するWG 第5回

事務局提出資料

令和7年4月
総務省自治行政局

<論点の構成>

1. 大都市が直面する行政課題について
2. 指定都市制度について
3. 新たな大都市制度としての「特別市」制度について
4. 都区制度について
5. 大都市地域における各制度間の関係について
6. 大都市圏における広域的な課題への対応について

※本日ご議論いただく論点
(P.2~P.28)

大都市における行政課題への対応に関する論点①

論点1: 大都市が直面する行政課題について

○ 大都市が直面している行政課題とこれを踏まえた検討の方向性についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 人口減少の中で東京一極集中をこのまま放置せず、多極分散型をサポートするような制度のあり方を考えていくという視点を持つことが重要ではないか。
- ・ 諸外国では独立性の高い大都市が経済成長をけん引しており、日本においても、多極分散型の状況を作り出し、強い経済圏を確立して、海外とも渡り合えるような強い地域をつくっていく必要があるのではないか。
- ・ 大都市圏を制度だけではなく実態で捉えることが重要ではないか。大都市の中でも、三大都市圏と地方圏の単独の大都市とではその実態に違いが見られ、大都市に求められる役割も異なってくるのではないか。
- ・ 大都市は、地元住民だけでなく、企業の通勤者や観光客など多様なステークホルダーが活動する社会経済の中核としての役割を果たしている一方で、高齢者の大幅な増加に伴う福祉の担い手不足や、都市計画などの空間管理、自然災害対策など、大都市圏全体あるいはそれ以上の範囲で連携・調整が必要な課題も存在しているのではないか。
- ・ 大都市においては、政治行政の単位と社会経済活動の単位がどうしても不整合になりやすいことから、これをどう整合させていくかが一つの大きな課題となるのではないか。

検討の視点

- 本WGでは、多極分散型社会の構築を目指すという基本的な方向性に立ち、その実現のために必要な大都市制度や大都市圏のあり方を検討することが考えられるか。
- その際、指定都市を中心とする大都市圏には、圏域外の市町村との連携・協力も十分に行いながら、日本全体の経済成長や国際競争力の向上をけん引する役割が求められることを重視し、人口減少に伴うリソース不足が大都市圏でも深刻化する中で、それぞれの大都市地域がこうした役割をいかに効率的・効果的に果たしていけるようにするかという視点で検討することが考えられるか。
- 検討に当たって留意すべき点として、指定都市と言ってもその置かれている状況は都市や都市圏ごとに大きく異なること、大都市の問題は大都市以外の地域にも影響を与えること、三大都市圏では行政区画と実際の社会経済活動の単位に大きくずれが生じていることなどが考えられるか。

大都市における行政課題への対応に関する論点②

論点2:指定都市制度について

論点2-1 指定都市と都道府県の役割分担

- 大都市が直面する行政課題への対応の観点から、現行の指定都市制度の下でどのような対応を行うことが考えられるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 指定都市からは、道府県が処理する事務についての支障や課題として、道府県の関与が迅速・的確な政策展開の支障になっているとの意見や、更なる権限移譲を求める意見がみられる。
- ・ 権限移譲が実現していない事務には、法令改正が必要なものや、国が権限移譲に否定的な見解を示したものがある。
- ・ 大阪府市においては、機関の共同設置や事務の委託等により、一体的に行政運営を行う方向で取組が進められている。
- ・ 指定都市が挙げている「支障事例」については、「住民目線で創意工夫すべきもの」、「類似した許認可等の事務・権限に関するもの」、「利害調整を伴う事務・権限に関するもの」等に分けて議論することができるのではないか。
- ・ 法令等の制約が解消されれば、基本的には、住民に身近なところへ権限を移譲することが住民目線に立った判断ではないか。
- ・ 人口減少で資源が不足する中で、一元化した方が効率的な場合もあると考えられ、指定都市に移譲した権限を道府県に戻すような仕組みがあってもよいのではないか。

検討の視点

- 指定都市が挙げている道府県の事務処理や関与に関する支障や課題について、現行制度の下でどのような対応を行うことが考えられるか。
- 指定都市が求めている事務や権限の移譲について、これまでその可否について一定の議論の積み重ねが見られるものもある中で、どのように対応することが考えられるか。
- 今後、指定都市や指定都市を包括する道府県であっても人材不足の深刻化が見込まれる中で、役割分担のあり方としては、権限を移す方向性だけでなく、事務の性質に応じて、道府県と指定都市の間で事務の一元化・共同化を図っていく方向性も考えられるか。

指定都市への権限移譲の例

- 過去に指定都市への移譲が困難であると整理された事務であっても、**その後の状況変化や、更なる検討・工夫をすることによって、権限移譲が進展**するケースが見られる。

内閣総理大臣が指定する市への移譲

災害救助法に基づく救助の実施

- 災害救助法により、一定規模以上の災害発生時には、市町村に代わって都道府県が救助を行うこととされている。
- 第30次地制調答申を踏まえた権限移譲の議論(平成25年)では、都道府県から指定都市への救助実施の委任は可能であるが、**救助の主体は都道府県のまま**とされた。

災害救助法の一部改正(H30)

- **熊本地震を受けた検討**を踏まえ、**都道府県との連携体制の確保等の基準を満たすものとして内閣総理大臣が指定する指定都市(救助実施市)は、自らの事務として救助を行うことができることとされるとともに、都道府県知事が調整を行うこととされた。**

<救助実施市:13市> ※令和7年4月現在

指定効力発生日	指定都市
H31. 4. 1	仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、熊本市
R元.10.1	北九州市、福岡市
R2. 4. 1	さいたま市、名古屋市、京都市
R5. 4. 3	千葉市

事務処理特例条例を活用した移譲

コンビナート地域の高压ガス製造許可等に関する事務・権限

- 第5次分権一括法(平成27年)において、高压ガス保安法に基づく高压ガスの製造許可等に関する事務が指定都市に移譲されたが、**コンビナート地域に所在する事業所については、災害発生時にその被害が市域を超えて広域的なものとなるおそれがあることから、権限移譲の対象外**とされた。
- 平成27年の地方分権改革に関する提案募集において、コンビナート地域における権限移譲について、**上記懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要だが、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲可能**である旨が所管省庁より示された。

事務処理の特例に関する条例(神奈川県)

- 「横浜市神奈川県調整会議・川崎市神奈川県調整会議(合同開催)」の協議結果を踏まえ、**神奈川県事務処理の特例に関する条例が改正**され、コンビナート地域に所在する事業所に対しても、横浜市・川崎市が許可等の事務を行うこととされた。

国家戦略特区を活用した移譲

地域限定保育士試験の実施

- 児童福祉法の規定により、保育士試験の実施は、都道府県が行うこととされている。
- 第30次地制調答申を踏まえた権限移譲の議論(平成25年)では、**指定都市の所在する県の中でも受験者数が少ない県もあり、県が行う方が効率的である等**の理由により、引き続き都道府県が実施主体とされた。

国家戦略特別区域法の一部改正(H27)

- その後、国家戦略特区制度において、**待機児童対策等を目的として、地域限定保育士※制度が創設**された。

※ 地域限定保育士試験の合格後3年間は地域限定保育士として働くことができる地域は当該国家戦略特区内に限定されるが、3年を経過した日以後は通常の保育士試験に合格した者とみなされる。

- **国家戦略特区には指定都市が単独で指定される場合もあり、当該指定都市を包含する都道府県において地域限定保育士試験を実施するインセンティブが十分に働かず、当該試験が実施されないおそれがあることから、地域限定保育士試験については、国家戦略特区内の指定都市も実施主体となる**ことができることとされた。

都道府県の関与の見直し／指定都市と道府県間の調整の例

- 指定都市等への移譲に当たって設けられた**都道府県の関与**について、その後の事務処理の状況を踏まえ、**見直し**が行われた例がある。また、指定都市と道府県間の事務処理について、**住民の利便性向上**や**事務処理の効率化**の観点から、**窓口の一元化**や**施設の共同設置**など、**両者間の調整を通じた運用による対応**が行われている例も見られる。

都道府県の関与の見直し

認定こども園の認定・認可

- 認定こども園に関する認定等の事務は、都道府県知事が行うこととされていた。

認定こども園法の一部改正(H24)

- **大都市部の保育需要の増大に機動的に対応**できるよう、認定こども園の認定・認可等の事務について、**指定都市・中核市も行うことが可能**とされた。
- なお、指定都市・中核市が認可等を行うに当たっては、**広域的な見地に基づく適正配置等の観点から、都道府県との事前協議が必要**とされた。

認定こども園法の一部改正(R5)

- 令和4年地方分権改革に関する提案募集において、**都道府県との事前協議は形式化**しているとの指摘があったことを踏まえ、**都道府県への「事前協議」から「事前通知」へと改正**された。

運用による対応

連携による窓口の一元化(広島市・広島県)

- 県市双方の有益な行政サービスの提供のあり方を検討するため、それぞれ実施している**類似の行政サービスを洗い出し、住民の視点に立って県・市の連携や役割分担を整理**。

【公営住宅】

- 県営住宅・市営住宅について、募集案内の相互配布の実施や、県市双方の窓口での入居申込みを可能とするなど、**入居募集業務の共同化**を開始。

【試験研究】

- 県市それぞれの工業技術センターについて、企業からの技術相談を迅速かつ的確に解決可能な技術担当者につなぐための**合同窓口の設置**や、双方が保有する技術や機器の一覧を掲載するポータルサイトを運営。

施設の共同設置・共同化(京都市・京都府)

【動物愛護センター】

- 動物愛護法の規定により、都道府県や指定都市等は、動物愛護センターを設置するものとされている。

- 府と市の動物愛護センターが京都市内に2か所あることの非効率を解消するため、**府市共同による京都動物愛護センターを設置**。

【消防学校】

- 消防組織法の規定により、都道府県は消防学校の設置が義務付けられているほか、指定都市も消防学校を設置することが可能とされている。

- 平成29年に**府立消防学校を、市立消防学校の敷地内に移転**。消防職員の教育訓練を共同で実施。

大都市における行政課題への対応に関する論点②

論点2:指定都市制度

論点2-2 指定都市と都道府県との間の調整

○ 指定都市と都道府県との間の調整のあり方についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 指定都市都道府県調整会議(以下「調整会議」という。)の活用状況にはばらつきがあり、二重行政の解消という本来の趣旨での活用や機能を果たしているのか検証が必要ではないか。
- ・ 調整会議を開催しない理由として、「二重行政」は生じていない、首長同士で協議が必要な議題がない、市・県で課題設定が共有できないと実質的に開催が困難等の意見が挙げられている。
- ・ また、調整会議を開催しても、権限移譲の実現には一定の時間を要するため、効率的・効果的な事務処理の迅速な実現のための仕組みとしては不十分ではないか。
- ・ 大阪府市では、条例に基づき設置する知事と市長のトップ会議である「副首都推進本部(大阪府市)会議」を調整会議と位置付け、幅広い議題を対象に議論が行われているが、このように個別の事務以外の議題についても、幅広く調整会議の対象とすることも考えられるのではないか。
- ・ 指定都市と道府県との間の調整等について、調整会議以外の法令に基づかない任意の枠組みの活用もみられるが、こうした任意の枠組みであっても、首長同士が議論する場合は相応に重たい位置付けと言えるのではないか。

検討の視点

- 急速に進む高齢化への対応やインフラの老朽化対策、大規模災害対策など、大都市が直面している課題に的確に対応するためには、指定都市と都道府県との間で円滑に調整が行われるよう、こうした課題への対応を議題とした協議の場を定期的に開催するなど、首長同士が普段からコミュニケーションを重ねることが重要と考えられるか。
- 協議の枠組みとしては、調整会議が、総務大臣による勧告の仕組みが盛り込まれた係争処理としての側面を有する制度であることを踏まえると、そこまでには至らない課題への対応については、調整会議を活用することを基本としつつ、その他の多様な枠組みを活用することも考えられるか。
- この点、立法措置が必要なものなど、総務大臣による勧告の仕組みに馴染まないと考えられる課題についても、調整会議を活用することについてどう考えるか。

指定都市と道府県の間での調整の枠組みの例

○調整会議を活用している例

府市トップミーティング(京都)

- 「府市トップミーティング」を調整会議として位置付け
(昭和53年から「京都府知事と京都市長との懇談会」を開催。令和6年度から名称を「府市トップミーティング」に改め、年に数回、機動的に開催)
- 令和6年度第3回府市トップミーティング(R6.11.7)の概要
(出席者)
 - ・ 京都府:知事、副知事(3名)、総合政策環境部長
 - ・ 京都市:市長、副市長(3名)、総合企画局長(議題)
 - ・ これまでの府市トップミーティングの合意事項に関する取組の発表(半導体産業の振興、市立高校と府立高校の連携)
 - ・ フリートーク(府市連携による大学政策の充実、メディア関連イベント及びアート関連イベントの連携強化)

熊本県・熊本市調整会議

- 平成28年度から「熊本県・熊本市調整会議」を開催
(平成24年度から熊本県・熊本市政策連携会議を開催。調整会議の法制化を受けて調整会議を設置)
- 令和6年度第2回熊本県・熊本市調整会議(R6.12.26)の概要
(出席者)
 - ・ 熊本県:知事、副知事(2名)、議長
 - ・ 熊本市:市長、副市長(2名)、議長(議題)
 - ・ 熊本都市圏の交通渋滞対策について

○調整会議以外の枠組みを活用している例

埼玉県知事・さいたま市長意見交換会

- 埼玉県とさいたま市にわたる政策課題や重要施策について、首長同士が直接意見交換を行い、一層の連携・協調を図るため、令和2年から開催
- 第5回埼玉県知事・さいたま市長意見交換会(R6.8.8)の概要
(出席者)
 - ・ 埼玉県:知事ほか
 - ・ さいたま市:市長ほか(議題)
 - ・ 「さいたま市みんなのアプリ」の周知と「パパ・ママ応援ショップ」への協力依頼
 - ・ 家庭から出る使用済みリチウムイオン電池(LIB)からのレアメタル回収
 - ・ イベント開催時における機運醸成のためのPR活動の推進

千葉県と千葉市の連携推進会議

- 千葉県と千葉市それぞれが質の高い行政サービスを効率よく提供するとともに、千葉市や周辺地域の発展、県全体の活力の向上を目指し、令和3年度から開催
- 令和6年度千葉県と千葉市の連携推進会議(R6.11.14)の概要
(出席者)
 - ・ 千葉県:知事
 - ・ 千葉市:市長(議題)
 - ・ 水道事業について

指定都市都道府県調整会議に関する地方自治法の規定

- 指定都市都道府県調整会議は、「**指定都市及び都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため**」に設けられる。
- 市長又は知事は、必要があると認めるときは、調整会議において協議を行うことを求めることができ、協議の求めを受けた市長又は知事は**協議に応じなければならない**こととされている。
- 市長又は知事は、**協議を調えるため必要があると認めるときは**、総務大臣に対し、**勧告を行うことを求めることができる**こととされている。

■地方自治法(抄)

(指定都市都道府県調整会議)

第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県(以下この条から第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」という。)は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

- 5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。
- 6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

(指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告)

第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に関し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができる。

- 2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め(以下この条及び次条において「勧告の求め」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 8 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3:新たな大都市制度としての「特別市」制度について

- 新たな大都市制度として「特別市」制度を創設する必要性についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 人口減少社会において持続可能な行政サービスの提供が求められる中、特別市と道府県がしっかりと役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながるのではないかと。
- ・ 高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市では、特別市への移行により、より自立した都市経営を行うことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらすのではないかと。
- ・ 特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも企業や人、投資を呼び込むなど、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できるのではないかと。
- ・ 大都市制度を考える際には、大都市だけではなく、非大都市にも目を向ける必要があるのではないかと。都市部を自立させようとする、と、税金の多い大都市から税金の少ない非大都市への財政移転や、広域的かつ統一的な措置をとるべき政策について検討が必要になるのではないかと。
- ・ 「特別市」制度の導入は、都道府県のあり方を再考すべきということと等しいのではないかと。
- ・ 「特別市」制度は、住民にとって具体的にどのようなメリット・デメリットがあるのかが分かりにくいのではないかと。

検討の視点

- 「特別市」制度には、これまで指摘されてきた二重行政の解消のほか、指定都市、道府県、指定都市以外の市町村それぞれにとってどのような意義があると考えられるか。
- 「特別市」制度の意義とともに、制度を検討する際の課題についても整理を行い、これに対する対応策を考えることで、議論を深めていくことができるのではないかと。

「特別市」制度の意義や制度を検討する際の課題について

○ 「特別市」制度の意義や制度を検討する際の課題として、例えば以下のような内容が挙げられるか。

「特別市」制度の意義

- 道府県と指定都市の二層構造となっていることで、二重行政が生じ得る。
⇒ 事務処理の権限が特別市に一元化されることで、**二重行政が完全に解消**され、効率的かつ機動的な都市経営の実現が可能になると考えられるか。
- 今後、人口減少や人材不足が深刻化する中で、行政サービスをこれまで通り提供していくためには、供給側の徹底したスリム化が必要。
⇒ 特別市となることで、**大都市におけるリソースの一元化**が図られるとともに、**道府県は条件不利地域の補完・支援に注力**できるようになると考えられるか。
- 大都市にある都市機能(医療・福祉施設、教育・文化施設、商業施設等)は、周辺市町村の住民にも幅広く活用されている。
⇒ 特別市として都市が発展し、行政サービスの充実が図られることで、こうした**都市の恩恵が一層還元**されることが期待されると考えられるか。

制度を検討する際の課題

- 【広域自治体が分割されることによる影響】⇒**論点3-1**
 - ・ **残存する道府県の事務処理への影響**とその対応策についてどう考えるか。
 - ・ 特別市に移行する区域に**道府県が有している施設の取扱い**についてどう考えるか。
 - ・ 道府県が果たしていた広域的な役割も引き継ぐ特別市が**周辺市町村において果たすべき役割**についてどう考えるか。
 - ・ 特別市と残存する道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための**財政面での対応**についてどう考えるか。
- 【住民自治の確保】⇒**論点3-2**
 - ・ 特別市における**住民自治や住民代表機能の確保**についてどう考えるか。
- 【特別市移行の要件・手続】⇒**論点3-3**
 - ・ 特別市移行の対象となる指定都市等の**要件**や特別市移行に当たっての**手続**のあり方についてどう考えるか。

行政サービスの充実が図られるとともに、**国際的な競争力を有した魅力ある大都市として発展**していくことが期待され、**多極分散型社会の実現**にも資すると考えられるか。

大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3-1: 広域自治体が分割されることによる影響

(1) 残存する道府県の事務処理への影響とその対応策についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 市域を超えて都市圏が広がる大都市地域において、圏域全体で限りある資源を効果的に使って成長戦略や都市計画を進めるためには、広域性や一体性の確保が必要になるのではないかと。
- ・ 警察事務について、特別市の区域とそれ以外の区域で主体が異なることとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念があるのではないかと。
- ・ 警察事務のうち市民ニーズが高い防犯対策や交通安全対策については、地域と連携して様々な取組を進めてきており、「特別市」が警察事務を担うことで、市が有する豊富な情報を活用しやすくなり、治安・防犯・交通安全対策の強化を図ることが可能となるのではないかと。
- ・ 特別市は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、例えば、災害時や感染症等の対応について、道府県は広域行政機能を発揮することができなくなるのではないかと。
- ・ 新型コロナ対応では、市と道府県が連携して病床や宿泊医療施設の確保に努めたが、道府県内統一の運用では指定都市の実情に迅速に対応できない等の課題があったなど、都道府県単位での対応が必ずしも最適解ではないのではないかと。

検討の視点

- 現在、道府県が担っている事務について、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、残存する道府県における処理にどのような影響が生じることが考えられるか。
- 残存する道府県における円滑な事務の処理に影響が生じないようにするために、どのような対応策を講じることが考えられるか。

特別市の設置による事務処理への影響とその対応について

- 現在、道府県が処理している事務のうち、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、**特別市・残存する道府県における円滑な事務処理に支障が生じるおそれがあるもの**については、**引き続き、現在の道府県の区域単位で対応**できるようにする必要があると考えられるか。

広域的な計画策定(医療計画)

- 高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域である「**三次保健医療圏**」は、**原則として都道府県単位で設定**されている。
- また、病床の機能分化、地域的偏在の是正のため、**精神病床・感染症病床・結核病床**については、**都道府県の区域ごとに基準病床数が設定**されている。

【参考】神奈川県における結核病床の分布

区域	病床数	構成比
指定都市の区域	116	79%
その他の区域	30	21%
神奈川県全体	146	100%

- 特別市の設置により広域自治体が分割されることで、**残存する道府県の区域で専門的医療等を提供する体制を確保することが困難**になる場合があるのではないか。

- **残存する道府県の区域が面的に連続しない場合**、その影響はより大きくなるのではないか。

災害発生時の総合調整

- コンビナート地域における高圧ガス保安法に基づく事務・権限は、事務処理特例により神奈川県から横浜市、川崎市に権限移譲されたが、**災害発生時には神奈川県知事が総合調整を行うこととされている**。
- コンビナート地域における災害は、被害が市域を超えて広がることもあり得るところ、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、**特別市と残存する道府県の間での調整が困難**になるおそれがあるのではないか。

警察事務

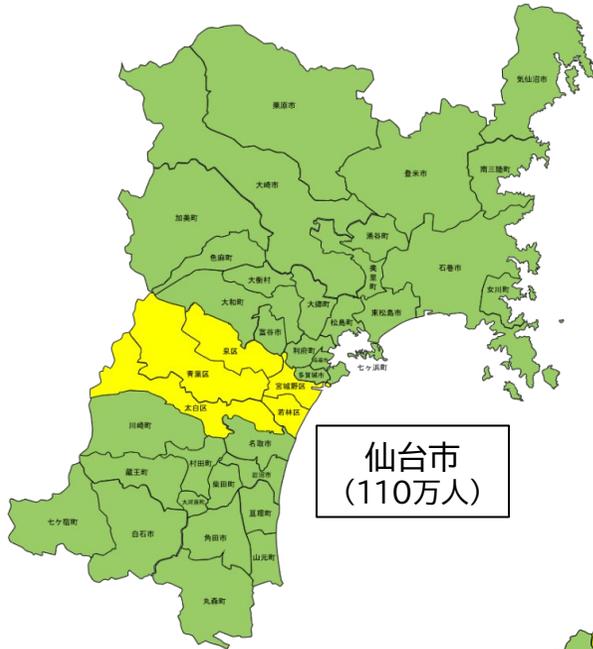
- 警察事務について、特別市の設置により広域自治体が分割されることで、**組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念**があるのではないか。

- 個々の事務ごとにその趣旨を踏まえた検証が必要だが、**特別市と残存する道府県の間での協議のルール化や、共同処理制度(事務の委託、機関等の共同設置、一部事務組合など)の活用**などにより、引き続き、**現在の道府県の区域単位で対応**することが考えられるか。
- **特別市と残存する道府県の間で総合調整を行う必要がある場合**や**特別市と残存する道府県の間で協議が難航するよう**な場合などについては、**国が調整の役割を担う**こともあり得るのではないか。

特別市設置後の残存する道府県の区域のイメージ

○ 現在の指定都市の区域がそのまま特別市に移行した場合、道府県によっては、**残存する道府県の区域が面的に連続しない**こととなる場合がある。

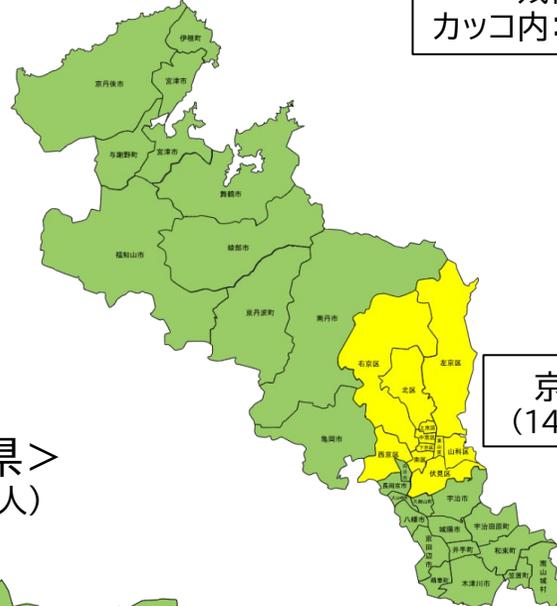
<宮城県>
(230万人)



仙台市
(110万人)

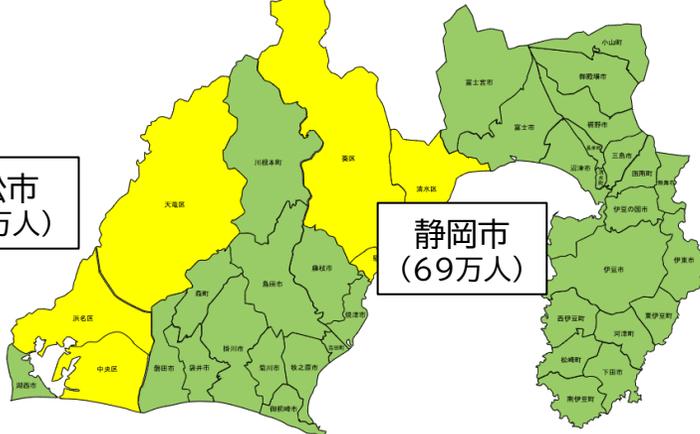
浜松市
(79万人)

<京都府>
(258万人)



京都市
(146万人)

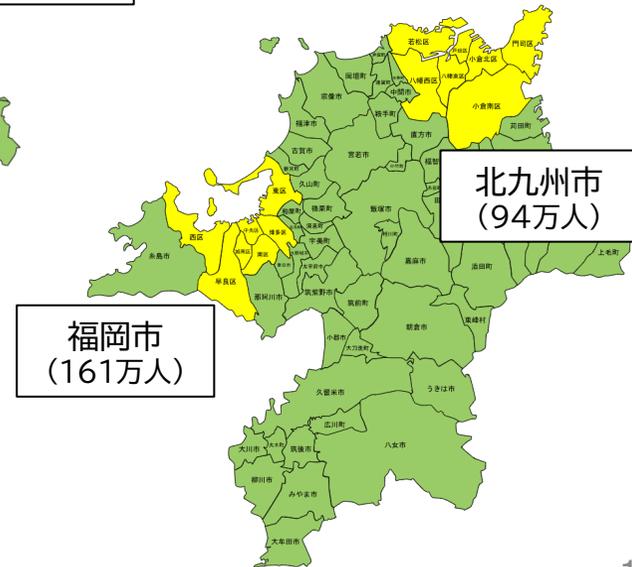
<静岡県>
(363万人)



静岡市
(69万人)

黄色: 指定都市の区域
緑色: 指定都市以外の市町村の区域(特別市移行後に残存する道府県の区域のイメージ)
カッコ内: 人口(令和2年国勢調査)

<福岡県>
(514万人)



北九州市
(94万人)

福岡市
(161万人)

大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3-1: 広域自治体が分割されることによる影響

(2) 特別市に移行する区域に道府県が有している施設の取扱いについてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 指定都市の区域内には、道府県庁や警察本部など多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行によって、新たな用地取得や移転に係る多額の費用が発生する可能性があるのではないか。
- ・ 指定都市の区域内にある道府県有施設等の取扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を、費用負担も含めて、道府県と協議していくことになるのではないか。
- ・ 道府県民や特別市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市の区域に配置された状況が続く可能性もあるのではないか。

検討の視点

- 道府県が有する施設のうち、特に特別市に移行する区域に立地するものについては、広域自治体が分割されることで、そのあり方に大きな影響が生じることから、特別市の設置に伴う財産の取扱いについて、道府県と指定都市の間で、移転の要否や、そのために生じる経費負担のあり方、残債の取扱いなど、あらかじめ協議して決める必要があると考えられるか。
- その際、例えば、道府県の区域内に設ける必要性や、道府県の区域内での設置状況、道府県と特別市のそれぞれで保有する必要性など、施設の性質や置かれた状況等に応じて、移転、譲渡、共同化、区域外設置などの対応を決めていくことが考えられるか。

指定都市の区域内の道府県有施設について

○ 神奈川県では、県庁所在地である横浜市を中心に、**指定都市の区域に県民利用施設の約4割が立地**している。

(神奈川県における県民利用施設の設置状況)

区域	県民利用施設の数	施設の例
横浜市	27	公文書館、県民センター、音楽堂、スポーツ会館、図書館、歴史博物館、労働プラザ、女性自立支援施設、看護専門学校、公共職業能力開発施設
川崎市	2	図書館、森林公園
相模原市	9	交流センター、漕艇場、都市公園、障害者支援施設
その他の区域	60	美術館、博物館、カヌー場、地方港湾、地下駐車場、男女共同参画センター、児童養護施設、障害者支援施設、看護専門学校、公共職業能力開発施設
合計	98	—

(備考)神奈川県HP掲載「県民利用施設一覧表」を基に事務局作成

(特別市に移行する区域に立地する道府県有施設の取扱いについて)

○ 特別市への移行に伴い、指定都市の区域内に立地する道府県有施設のあり方については、**道府県と指定都市の間で協議して決めるべきもの**と考えられるが、例えば、以下のような施設の性質等に応じて、**移転のみならず、譲渡や共同設置、区域外設置(※)**といった選択肢も考えられるのではないかと。

- ① 主として道府県民による利用を想定しているなど、**当該道府県の区域内に設ける必要性が高いと考えられる施設**
- ② 道府県内で指定都市の区域とその他の区域とに**複数設置されている施設**
- ③ **道府県と特別市のそれぞれで保有する必要性が低い**と考えられる施設
- ④ **直ちに移転や譲渡を行うことが難しい施設** 等

(※) 公の施設については、**関係地方公共団体の議会の議決を経て、協議により、区域外に設置することができることとされている**(地方自治法§244の3)。

(参考)大都市法における関係都道府県・関係市町村の財産処分

○ 大都市法に基づく特別区の設置の際には、**特別区設置協定書において、財産処分に関する事項を定めることとされており、当該協定書に基づき、財産処分が行われる**(大都市法§5①、大都市法施行令§18)。

大都市における行政課題への対応に関する論点②

論点3-1: 広域自治体が分割されることによる影響

(3) 道府県が果たしていた広域的な役割も引き継ぐ特別市が周辺市町村において果たすべき役割についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 指定都市は、これまで道府県を通じて条件不利地域を含む周辺市町村の行政サービスを支えてきたと言え、特別市に移行する場合、こうした機能を代替する仕組みが必要なのではないか。
- ・ 特別市に移行した場合に、広域犯罪、空き家、交通弱者の問題など、行政区域の単位では完結しない行政需要について、周辺市町村との連携や調整を担保することはできるのか。
- ・ 特別市による周辺市町村との広域連携や共同事務の実効性をより一層担保するための仕組みとして、例えば、大都市の広域連携に関する権限や役割の明確化等を制度化することも考えられるのではないか。
- ・ 特別市は、水平連携の相手先を、大都市の運営に役立つ限りで選別することになるのではないか。
- ・ 周辺市町村の立場からすると、地域の実情に応じて、特別市との水平連携や広域自治体による垂直補完を柔軟に活用できることとなり、地域における持続可能な行政サービスの提供に寄与するのではないか。
- ・ 特別市の設置の一方で、周辺市町村の区域は現在の二層制のままとなると、周辺市町村から見た場合に、案件によって、道府県と協議する場合と、特別市と協議する場合があります、調整が煩雑になるのではないか。

検討の視点

- 特別市は、それまで指定都市として果たしてきた基礎自治体としての役割と、道府県が果たしてきた広域的な役割の双方を引き継ぐことになるか考えることができるのではないか。
- 他方で、特別市は、現在の道府県から分離・独立することになるため、広域自治体としては、周辺市町村に対し連絡調整や補完的な役割を担う立場にはないこととなるが、道府県が果たしていた広域的な役割も引き継ぐ特別市が周辺市町村において果たすべき役割についてどう考えるか。
- 特別市に、周辺市町村において広域的な役割を担うことを求める場合、特別市がその役割を果たしていくためにどのような仕組みが必要と考えられるか。

大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3-1: 広域自治体が分割されることによる影響

(4) 特別市と残存する道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 特別市が全ての道府県税と市町村税を賦課徴収する場合、現行の事務の配分の状況では、特別市の財源が超過する状態になるのではないか。
- ・ 特別市に移行した場合、道府県には多額の財源不足が生じることとなり、県内一律で提供していた行政サービスが実施できなくなるなど、特別市と残存する市町村との間の行政サービスの差が無視できないレベルになるのではないか。
- ・ 地方税財政制度については、特別市及び道府県それぞれが担う事務に応じた財源配分が行われるべきだが、調整が必要な場合、特別市と道府県の双方が広域にわたる事務に対する負担金を拠出する等の仕組みも考えられるのではないか。
- ・ 特別市制度を創設する場合には、これまで県を通じて県下の条件不利地域のために利用されていた税収を確保するべく、条件不利地域への再分配を強化する方向に制度を改正することも考えられるのではないか。
- ・ 成長の核としての特別市が創出する利益を、国を経由して都市以外の地域を担当する都道府県に移すような構想が考えられるのではないか。

検討の視点

- 特別市と残存する道府県のそれぞれが担う事務・権限や税源配分に応じた、地方交付税制度も含めた財政調整のあり方についてどう考えるか。
- 特別市への移行により、特別市の財源超過額及び残存する道府県の財源不足額が拡大する場合、他の地方公共団体にも影響が生じることが懸念される。こうした影響を避けつつ、特別市だけでなく残存する道府県、さらに他の地方公共団体において、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないようにすることが不可欠であるが、そのための仕組みとしてどのようなものが考え得るか。
- 特別市が前ページで言及した周辺市町村における広域的な役割として、残存する道府県と共同・連携して行政サービスを提供する場合に、上記のような特別市の財源超過額及び残存する道府県の財源不足額が拡大する場合があることも踏まえつつ、その負担のあり方についてどう考えるか。

主要財政指標の比較（指定都市、指定都市を除く道府県内市町村）

団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	市民税(百万円)	道府県内市町村(指定都市を除く)	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	市町村民税(百万円)
札幌市	0.71	95.4	2.9	18.2	172,495	北海道	0.38	89.9	9.0	14.6	185,686
仙台市	0.88	97.0	6.1	52.3	114,024	宮城県	0.52	96.7	6.3	-	62,474
さいたま市	0.95	95.6	6.3	20.1	162,484	埼玉県	0.82	94.1	4.7	-	431,760
千葉市	0.89	98.4	10.7	122.4	108,989	千葉県	0.85	92.5	4.7	-	405,648
横浜市	0.94	98.1	9.5	127.2	484,080						
川崎市	1.03	97.2	8.4	124.0	205,273	神奈川県	0.91	95.1	4.4	21.9	256,336
相模原市	0.83	96.0	2.8	-	69,150						
新潟市	0.65	94.2	12.1	123.0	64,605	新潟県	0.49	91.9	10.3	54.7	77,389
静岡市	0.83	92.8	6.1	31.9	66,321	静岡県	0.81	89.5	5.5	9.4	149,338
浜松市	0.81	91.2	3.8	-	75,338						
名古屋市	0.97	99.9	6.4	83.0	296,022	愛知県	0.98	88.5	2.3	-	425,036
京都市	0.80	98.5	11.8	140.5	150,647	京都府	0.57	94.1	7.7	25.9	69,760
大阪市	0.92	92.0	0.9	-	351,297	大阪府	0.73	95.5	2.9	-	362,617
堺市	0.76	100.9	5.4	-	71,946						
神戸市	0.76	97.6	4.9	62.6	153,621	兵庫県	0.70	93.4	6.6	2.2	279,916
岡山市	0.74	90.0	5.6	-	66,043	岡山県	0.53	91.0	7.1	-	66,140
広島市	0.78	98.7	9.6	165.4	121,913	広島県	0.59	91.7	5.8	1.8	99,665
北九州市	0.69	97.1	10.1	143.2	76,683	福岡県	0.56	92.7	5.8	-	140,248
福岡市	0.87	94.1	8.0	66.9	177,451						
熊本市	0.69	93.0	5.5	92.9	62,776	熊本県	0.40	91.9	9.0	-	47,869

(備考) 総務省「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧」「令和5年度市町村別決算状況調」より事務局作成

(各指標の説明)

財政力指数: 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

経常収支比率: 経常的経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当された一般財源の額が、経常一般財源(地方税、普通交付税等)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

実質公債費率: 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値

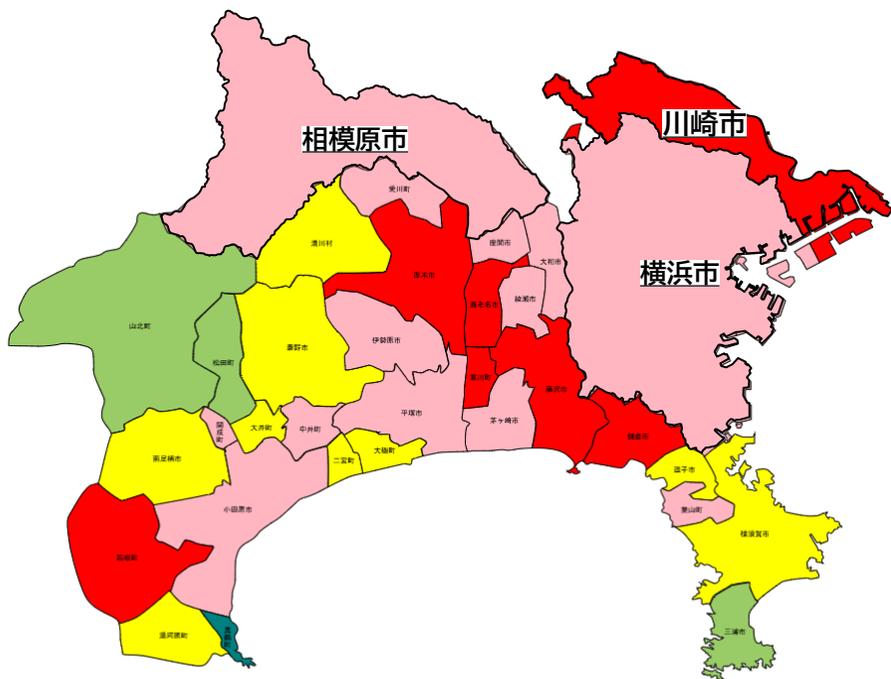
将来負担比率: 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※ 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「-」を表示している。

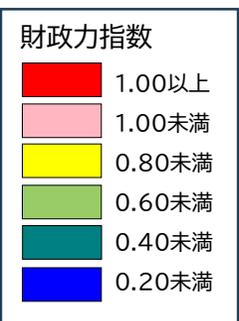
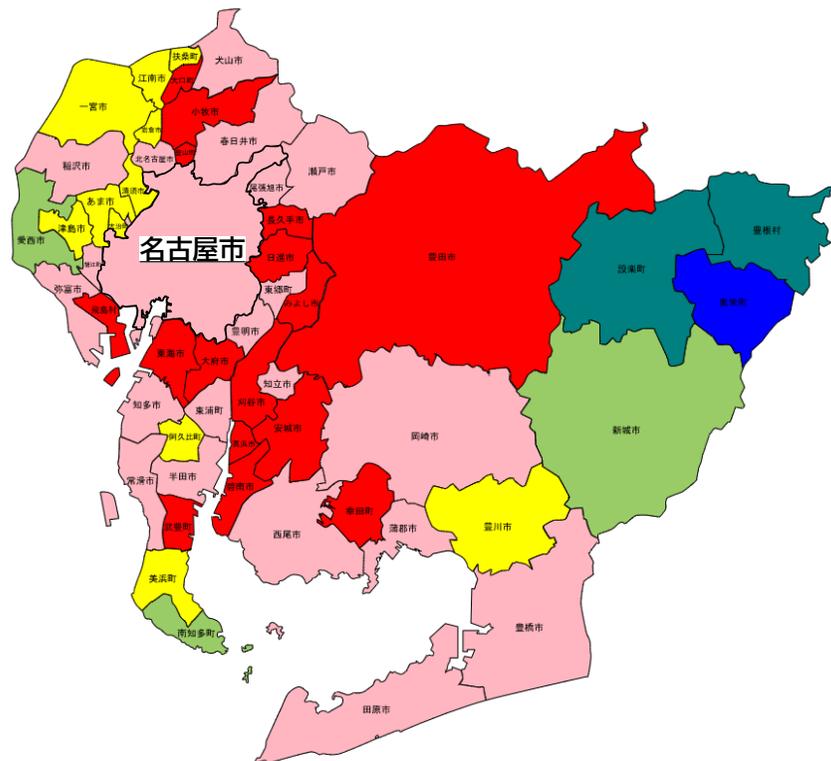
※ 道府県内市町村(指定都市を除く)の各指標については、指定都市を除く道府県内市町村の加重平均により算出している。

市町村別財政力指数(神奈川県・愛知県)

【神奈川県】

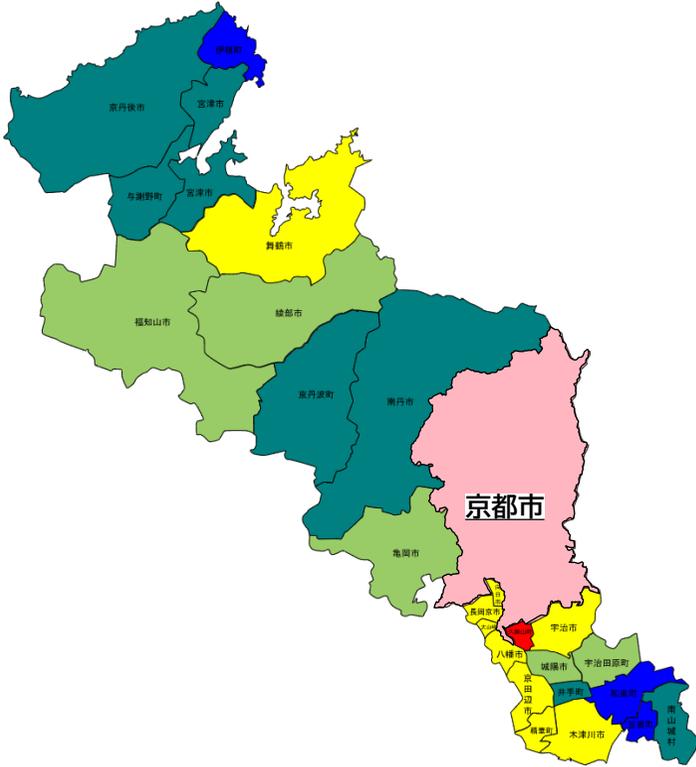


【愛知県】

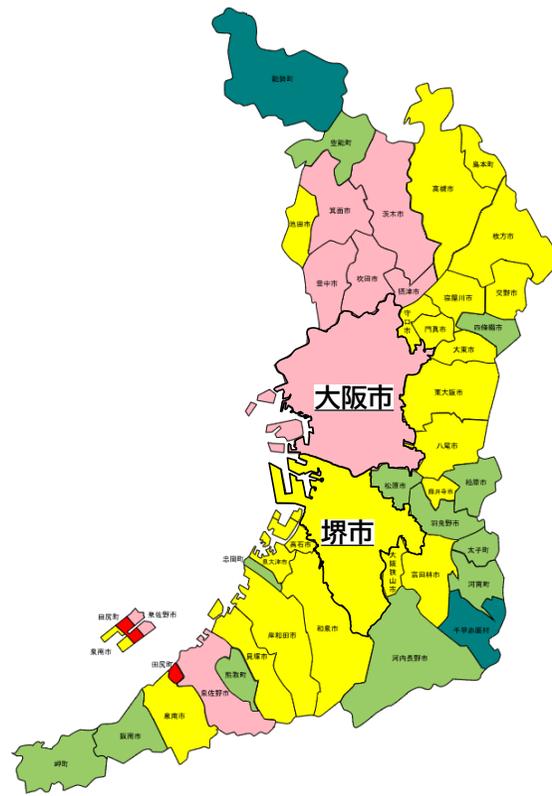


市町村別財政力指数(京都府・大阪府・兵庫県)

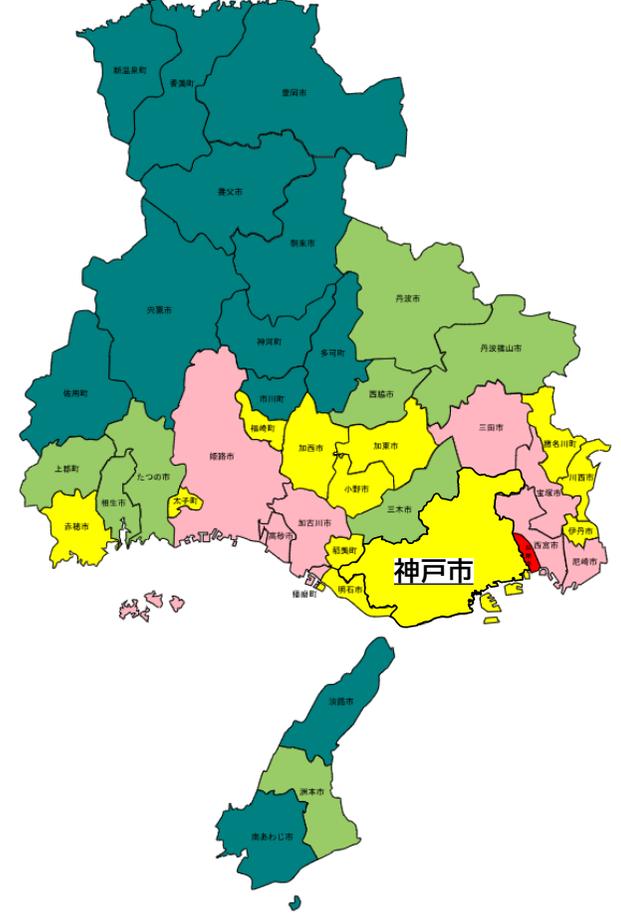
【京都府】



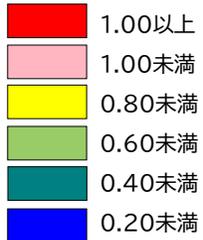
【大阪府】



【兵庫県】



財政力指数



大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3-2:住民自治の確保

○ 特別市における住民自治や住民代表機能の確保についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 特別市となることで、市域内における事務を全て住民に近い基礎自治体が担うようになり、区役所を中心に、これまで以上に住民の声を迅速・確実に行政運営に反映できるようになるという点で、より一層住民自治が充実するのではないか。
- ・ 特別市に移行した場合、住民は広域自治体と基礎自治体が一体となった特別市の選挙権を行使できるにとどまり、住民と行政主体の距離が遠くなることから、特別市内部において、より住民に近いレベルで、住民代表機能を確保する必要があるのではないか。
- ・ 当該区から選出された市議会議員で構成する区の常任委員会等を設置し、区長は議会同意が必要な特別職化を検討するなど、住民代表機能を強化・担保するとともに、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化することが考えられるのではないか。
- ・ これまでの大都市制度は、大量の事務を処理するためにどういう体制をつくるかという観点が重視されてきたが、デジタル化が進むことによって、そうしたあり方自体が大きく変わってくるのではないか。

検討の視点

- 例えば、都区制度においては、都と特別区の双方に公選の長、議会が置かれており、他方で、指定都市制度の行政区には公選の職は置かれていないが、特別市における住民自治や住民代表機能のあり方について、都市経営の一体性や機動性の確保とのバランスも踏まえつつ、どのように考えるか。
- 多くの人口を抱える中で、住民に身近な行政をよりきめ細やかに対応するため、区に一定程度事務を任せる必要があるのであれば、区の単位で住民代表機能を確保することが考えられるか。
- 他方、区における業務は、これまで市民分野や保健福祉分野などの窓口業務が中心であったところ、デジタル技術の活用が進む中で、こうした業務から地域コミュニティに関する業務に重心が移るなど、区の役割は変わっていく可能性もあると考えられるか。

指定都市における区単位の取組の例①

議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み

◆区づくり推進横浜市議員会議(横浜市)

- 委員構成:当該区選出の市議員(2~8名)で構成
- 任期:市議員の任期
- 所掌事務・権限等:個性ある区づくり推進費に関する協議、区の主要事業に関する必要に応じた協議
- 活動状況:個性ある区づくり推進費の翌年度予算案、当該年度執行計画、前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関する協議、局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関する協議

区単位の住民自治に関する組織

◆区民会議(相模原市緑区・中央区・南区)

- 委員構成:市内22の地区に設置されたまちづくり会議の代表者、公益的団体の代表者、学識経験者、公募市民等
- 選任方法:関係団体は市長名で推薦を依頼、公募市民は公募委員選考委員会により選考し、いずれも市長が委嘱
- 任期:2年
- 所掌事務・権限:区長の求めに応じて、区政運営、区の事務事業及び地域に関わる区の施策について意見
地域の課題解決について情報交換を行い、区内12地区で活動している地区経営委員会の活動に反映
- 活動状況:地域課題等の意見交換、区の魅力の抽出(グループワーク)、区内視察等を実施

◆区民まちづくり会議(京都市)

- 委員構成:自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員等
- 選任方法:自治会組織からの推薦、公募による選出等
- 任期:原則2年
- 所掌事務・権限:区基本計画に係る各事業の事業決定・実績報告、区基本計画全体の進捗管理・評価
- 活動状況:各区基本計画の進捗確認を実施

指定都市における区単位の取組の例②

地方自治法における指定都市の区を単位とした住民自治に関する仕組み

◆指定都市における区地域協議会（地方自治法第252条の20第7項等）

- 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区地域協議会を置くことができる。
- 区地域協議会は、指定都市の市長その他の機関の諮問に応じることや、必要と認める事項について意見を述べることができる。また、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行うことが期待される。

【区地域協議会の具体的な法律効果】

- ・ 区地域協議会の構成員の構成に関し、構成員選任に当たっての市長の配慮義務
- ・ 区地域協議会が単なる諮問機関ではなく、自ら建議できる機関であることを明確化
- ・ 区地域協議会の構成員について非常勤職員への報酬支給原則の対象外とする 等

【参考】新潟市における区地域協議会(名称:区自治協議会)

- 概要 要:新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、各行政区(計8区)に設置する市長の附属機関。新潟市が指定都市に移行した平成19年4月に創設。
- 委員構成:各区につき原則30人(地域から選出された者、公益的団体等から選出された者、区長が必要と認めた者)
- 選任方法:区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命。推薦は、各区地域協議会内に置かれる推薦会議による。
- 任期:2年(再任可能)
- 所掌事務・権限:区の地域課題のうち、市長や市の機関から諮問されたものや、区地域協議会自ら必要と認めるものについて、審議し、市長や市の機関に対して意見を述べる。また、市長は、次の事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ区地域協議会に意見を聴かなければならない。
 1. 総合計画及びこれに準ずる計画(区に関するものに限る)に関する事項
 2. 区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する事項
 3. 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3-3:特別市移行の要件・手続

○ 特別市移行の対象となる指定都市等の要件や特別市移行に当たっての手続のあり方についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 指定都市移行の経緯や地域特性などを踏まえ、すべての指定都市が特別市に移行することを前提とせず、選択式とした上で、高次の都市機能が集積しており、道府県からの自立性が高い都市が、特別市への移行を選択することが考えられるのではないか。
- ・ 特別市の実現はプラットフォーム改革だという主張に関して、「プラットフォーム」として考えるのであれば、全国的にみてシンプルな構造とする方がよいのではないか。
- ・ 特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、大都市法では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票の制度化にはさらなる議論を行う必要があるのではないか。
- ・ 特別市への移行は道府県全体の住民生活等に影響が生じることから、その是非について住民が移行手続に参加できるよう住民投票が必要ではないか。
- ・ 仮に住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は「市民」を前提と考えるべきではないか。
- ・ 特別市への移行は道府県民全体に多大な影響を及ぼすものであることから、住民投票を行う場合は「道府県民」を対象とすべきではないか。

(第30次地方制度調査会答申での指摘)

- ・ 第30次地制調答申では、「現在の全ての指定都市を特別市(仮称)制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性がある。大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。」との指摘がなされている。



大都市における行政課題への対応に関する論点③

論点3-3:特別市移行の要件・手続

検討の視点

(要件)

- 広域自治体の事務を指定都市に一元化しようとする特別市制度の要件を検討するに当たって、都に適用されている都区制度(人口の高度に集中する地域における行政の一体性の確保の観点から、市町村の事務の一部を広域自治体である都において処理するもの)や、大都市法に基づく特別区の設置との関係をどう考えるか。
- 例えば、大都市法は人口200万以上(指定都市及び隣接する市町村で200万以上の場合を含む)であることが要件となっているが、特別市の場合、指定都市であること以外に、人口規模を要件とすることについてどう考えるか。また、かつての中核市のように、面積や昼夜間人口比率など、人口以外の要件を設定する必要性についてどう考えるか。
- また、実際の都市圏は市域を超えて広がっている場合があるが、特別市移行の対象に周辺市町村を含めることや、周辺市町村との連携についての特別市の役割を規定するなど、周辺市町村との関係性を制度上位置付けることについてどう考えるか。

(手続)

- 特別市の設置は広域自治体の分割を伴うものであるところ、現行の都道府県に係る制度では、
 - ・手続の端緒について、都道府県の廃置分合(地方自治法第6条)は、自治体からの発意は規定されておらず、合併についてのみ関係都道府県による申請に基づく場合が規定(地方自治法第6条の2)されている
 - ・国の役割について、都道府県の廃置分合は、国全体の政治・行政や社会経済に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、法律で定めることとされており、申請による都道府県の合併は、国会の承認を経て内閣が定めることとされている
 - ・住民投票の要否について、都道府県の廃置分合は、憲法第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」として住民投票を行う必要があり、申請による都道府県の合併は、申請に当たって関係都道府県の議会の議決が必要とされ、住民投票は要さないとされていることも踏まえ、特別市移行の手続のあり方についてどのように考えるか。
- 特別市移行後の残存する道府県が広域自治体として十分に機能し得るかという観点から、特別市移行の手続の中で、残存する道府県の事務や財産、組織体制、特別市と残存する道府県の間で広域的に対応する事務とその方策などについて、あらかじめ決めておく必要があると考えられるか。

地方公共団体の廃置分合等に係る手続について

- 都道府県の廃置分合(地方自治法第6条)や旧特別市の設置(昭和31年改正前の地方自治法)については、制度上、**自治体からの発意が手続の端緒とはされておらず、法律で定める**こととされており、憲法第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」として**住民投票を行う必要がある**。
- 申請に基づく都道府県合併(地方自治法第6条の2)については、**国会の承認を経て内閣が定める**こととされており、**住民投票は要さない**。
- 大都市地域における特別区の設置(大都市法)については、**関係市町村・関係道府県の議会の議決が手続の端緒となり、関係市町村での住民投票を経て、総務大臣が定める**こととされている。
- 市町村の廃置分合(地方自治法第7条)については、**関係地方公共団体の議会の議決が手続の端緒となり、都道府県議会の議決を経て都道府県知事が定める**こととされている。

	都道府県の廃置分合 (自治法 § 6)	申請に基づく 都道府県の合併 (自治法 § 6の2)	旧特別市 (S31改正前の自治法)	大都市地域における 特別区の設置 (大都市法)	指定都市 (自治法 § 252の 19)	市町村の廃置分合 (自治法 § 7)
手続の 端緒 (自治体の 発意)	—	関係都道府県の 議会の議決 ↓ 関係都道府県の 申請	—	関係市町村・道府県 の議会の議決 ↓ 協議会の設置	—	関係市町村の 議会の議決 ↓ 関係市町村の申請
手続上の 国の役割	法律の制定	国会の承認	法律の制定	協定書案に係る 総務大臣への協議・報告 総務大臣の意見	政令の制定	(市の廃置分合の場合) 総務大臣の同意
住民投票 の要否	憲法95条に基づく 関係都道府県での 住民投票	—	憲法95条に基づく 関係都道府県での 住民投票	大都市法に基づく 関係市町村での 住民投票	—	—
決定	法律の施行	内閣による処分	法律の施行	総務大臣による処分	政令の施行	都道府県議会の議決 ↓ 都道府県知事による処分

指定都市の人口・経済規模等に関する状況

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
人口(万人)	197.3	109.7	132.4	97.5	377.7	153.8	72.5	78.9	69.3	79.1
都道府県人口に占める割合	37.8%	47.6%	18.0%	15.5%	40.9%	16.7%	7.9%	35.9%	19.1%	21.8%
面積(km ²)	1,121.3	786.4	217.4	271.8	438.2	143.0	328.9	726.0	1,411.9	1,558.1
隣接市町村を含めた人口(万人) ※1	254.4	140.4	372.8	214.3	661.0	531.6	137.3	147.0	144.7	113.5
都道府県人口に占める割合	48.7%	61.0%	50.8%	34.1%	71.6%	57.5%	14.9%	66.8%	39.8%	31.2%
通勤・通学人口(万人) ※2	6.7	11.2	20.6	16.0	39.6	22.4	7.4	4.5	4.8	3.9
昼夜間人口比率	100.0	105.1	92.9	98.1	92.5	87.3	88.9	101.3	102.9	99.1
歳入(億円) ※3	12,278.4	5,902.3	6,666.6	5,349.8	21,079.8	8,053.4	3,540.9	4,362.9	3,608.2	3,960.1
うち市税収入(億円) ※3	3,476.1	2,249.1	2,822.3	2,054.4	8,672.7	3,781.7	1,344.0	1,349.9	1,398.2	1,505.8
歳出(億円) ※3	12,158.4	5,825.4	6,573.5	5,275.6	20,729.3	7,974.7	3,365.1	4,279.5	3,495.4	3,812.0
域内総生産(兆円) ※4	7.3	5.0	4.7	4.0	14.1	6.3	2.0	3.1	3.3	3.1

(備考)総務省統計局「令和2年国勢調査」より事務局作成。

※1 同一道府県内の陸地で接する市町村の人口を含めた人口

※2 当該市への通勤・通学人口が100人以上あり、鉄道距離が200km以内の市町村からの通勤・通学人口の総数

※3 令和4年決算統計の数値

※4 大都市比較統計年表(令和4年版)、令和4年度国民経済計算年次推計より事務局作成。指定都市のうち、さいたま市は、令和2年度埼玉県市町村民経済計算、相模原市は、平成25年度市民経済計算の試算について、静岡市は、令和2年度静岡県の地域経済計算、熊本市は、令和3年度市町村民経済計算のデータを用いている。

指定都市の人口・経済規模等に関する状況

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
人口(万人)	233.2	146.4	275.2	82.6	152.5	72.5	120.1	93.9	161.2	73.9
都道府県人口に占める割合	30.9%	56.8%	31.1%	9.3%	27.9%	38.4%	42.9%	18.3%	31.4%	42.5%
面積(km ²)	326.5	827.8	225.3	149.8	556.9	790.0	906.7	492.5	343.5	390.3
隣接市町村を含めた人口(万人) ※1	365.3	200.0	571.2	431.4	284.9	147.7	189.2	125.2	214.9	117.0
都道府県人口に占める割合	48.4%	77.6%	64.6%	48.8%	52.1%	78.2%	67.6%	24.4%	41.8%	67.3%
通勤・通学人口(万人) ※2	46.2	21.8	100.4	10.9	19.2	6.9	7.8	6.4	22.1	6.6
昼夜間人口比率	111.2	108.4	128.4	94.1	102.3	102.8	101.1	102.1	108.8	101.6
歳入(億円) ※3	14,352.9	9,630.9	19,382.8	4,629.3	9,765.4	3,910.5	7,101.5	6,053.7	11,428.8	4,128.1
うち市税収入(億円) ※3	6,095.3	3,118.5	7,859.5	1,563.6	3,140.5	1,333.2	2,421.4	1,796.7	3,582.7	1,254.9
歳出(億円) ※3	14,194.6	9,465.5	19,067.8	4,540.9	9,638.6	3,758.2	7,051.9	6,014.9	11,245.1	4,031.8
域内総生産(兆円) ※4	13.4	6.2	19.5	3.5	7.0	2.9	5.3	3.7	7.4	2.5

(備考)総務省統計局「令和2年国勢調査」より事務局作成。

※1 同一道府県内の陸地で接する市町村の人口を含めた人口

※2 当該市への通勤・通学人口が100人以上あり、鉄道距離が200km以内の市町村からの通勤・通学人口の総数

※3 令和4年決算統計の数値

※4 大都市比較統計年表(令和4年版)、令和4年度国民経済計算年次推計より事務局作成。指定都市のうち、さいたま市は、令和2年度埼玉県市町村民経済計算、相模原市は、平成25年度市民経済計算の試算について、静岡市は、令和2年度静岡県の地域経済計算、熊本市は、令和3年度市町村民経済計算のデータを用いている。

大都市における行政課題への対応に関する論点④

論点4:都区制度

○ 都と特別区との間の役割分担や調整のあり方についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 基礎自治体としての特別区優先の原則の下で、都区間でできる限りの運用改善が図られている。
- ・ 都と特別区との間の役割分担について、今後、人口減少や技術系職員の確保が難しくなっていく中で、インフラの保全など空間管理のようなものについては、都区間で役割分担について議論することも考えられるのではないか。
- ・ 広域的な事務や、都が大都市事務として考えている事務について、特別区が事務をそれぞれ引き受けた上で連携したり、連合組織を作って広域対応したりするなど水平的な連携で対応することも考えられるのではないか。
- ・ 児童相談分野では、SNSの影響等により全国から家出少年少女が集まるといった特殊性を抱える区においては、区単独で児童相談所を運営することは難しく、都において処理されているなど、区の状況に応じた対応が行われている。
- ・ 用途地域の指定などの都市計画上の権限について、特別区から絶えず権限移譲の要望を行っているが、都では隣接している区との関係など広域的な視点も持っており、引き続き都区間で意見交換をしていくことが重要。
- ・ 都と特別区の両方で空き家対策を実施しており、重複している印象があるが、重複した取組について、都と区の役割分担を再調整する場や仕組みが必要ではないか。
- ・ 都は特別区が実施している事務に対して支援を行っており、基本的に重複はないと考えているが、特別区によって取組状況は異なるため、個別に調整を図ることはある。例えば、中央区は比較的新しいマンションが多いため、マンション防災に対する仕組みを持っており、都の制度との調整を特別区長会を通じて行っている。

検討の視点

- 特別区は、規模や有する都市機能などにおいて多様であるが、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保を目的とした都区制度の趣旨を踏まえると、その役割については、児童相談所のように一部の区のみに移譲されている権限もあるが、基本的には特別区部の都市としての一体性を重視すべきものと考えられるか。
- 都と特別区との間の役割分担としては、特別区においても技術系職員等の確保が難しくなっていることや、デジタル技術の進展などを踏まえると、都がより積極的に役割を果たしていくことも考えられるか。

条例による事務処理特例により特別区が処理することとされている事務について

- **条例による事務処理特例を活用**して、医療・保健衛生やまちづくりの分野を中心に、**都から特別区に事務が移譲**されており、一部の事務(児童福祉に係る事務は、児童相談所を設置している区のみに移譲。教育分野の中学校通信教育の実施は、千代田区のみに移譲)を除き、大半が**23区一律で対象**とされている。

■特別区における条例による事務処理特例の活用状況

分野	医療・保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	消防・防災その他
事務数	77	52	52	51	198	36
具体的な事務の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健法に基づく事務(養育医療機関の指定の申請書の受理等) ● 医療法に基づく事務(病院の開設許可に係る申請書の受理等) ● 医師法に基づく事務(医師の氏名等の届出の受理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者福祉法に基づく事務(知事が発行した通知書の交付等) ● 児童福祉法に基づく事務(一時預かり事業の開始の届出の受理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法に基づく事務(私立の幼稚園、小中学校、高等学校等の設立廃止認可等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染防止法に基づく事務(解体等工事に係る調査の結果の報告の受理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法に基づく事務(開発行為の許可等) ● 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務(宅地造成等に関する工事の許可等) ● 土地区画整理法に基づく事務(土地区画整理事業の認可等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防組織法に基づく事務(消防団長の任免等) ● 統計法に基づく事務(建設工事統計に係る事務)

(参考)町田市 (一般市、人口約43万)

分野	医療・保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	消防・防災その他
事務数	277	66	51	56	117	21

(備考)「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」、「教育委員会事務処理特例条例」、「文化財保護条例」を基に事務局作成

東京都の市区町村における共同処理の状況について

- 特別区では、**職員の採用や研修、ゴミの収集**等について、**23区共同で一部事務組合が設立**されているほか、斎場に関する事務について、一部の区により一部事務組合が設立され、共同処理が行われている。
- 市町村では、**水道、下水、消防**等に関する事務を多くの団体が**都に委託**しているほか、**広域行政圏協議会を設置し、公共施設の相互利用**等に取り組んでいる市町村も存在する。

分類		事務の内容			
		特別区		市町村	
他 団体による 管理執行 の 事務	事務の委託 (都への委託)	1件	○児童自立支援施設に係る事務(世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区)	116件	○専用水道事務等:23件、下水道使用料徴収事務等:34件 ○消防事務:29件、救急事務:29件 ○指定介護療養型医療施設の届出等:1件
	事務の委託 (都内の 区市町村間)	0件		74件	○競艇事業:2件 ○戸籍証明書の交付等の事務:12件 ○介護区分認定審査事務:2件 ○公共下水道事務:55件 ○し尿処理事務:3件
	事務の委託 (都外の自治体 への委託)	0件		51件	○競艇事業:48件(府中市:26件、青梅市:22件) ○公共下水道事務:2件(東村山市、清瀬市→所沢市) ○住民票の写し等の交付等の事務:1件(町田市→相模原市)
組織の 設置	機関等の 共同設置	0件		2件	○東京都市公平委員会(13市、9一部事務組合) ○東京都市町村公平委員会(12市、13町村、14一部事務組合)
	協議会の設置	1件	○東京二十三区清掃協議会(23区)	2件	○多摩北部都市広域行政圏協議会 →5市(小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)によって構成され、文化事業や図書館の相互利用等のサービスを実施 ○西多摩地域広域行政圏協議会 →8市町村(青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)によって構成され、公共施設の相互利用や公共サービスの広域的展開などを実施
特別 地方公共 団体の 設立	一部事務組合	4件	○特別区人事・厚生事務組合(23区) ○特別区競馬組合(23区) ○東京二十三区清掃一部事務組合(23区) ○臨海部広域斎場組合(港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)	29件	○病院(3件) ○斎場・墓苑(5件) ○環境・衛生(10件) ○水道企業団(1件) ○競輪・競艇(3件) ○その他(7件)
	広域連合		○東京都後期高齢者医療広域連合(全区市町村)		

(備考)地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(令和5年7月1日現在)を基に事務局作成
青字は、特別区の区域においては都の事務に位置付けられている事務

都と区の役割分担・調整の例(空き家対策)

- 地域の実情を把握している**市区町村が主体となって空き家対策を実施**することを基本し、都は補助金などの**財政的支援を中心**に空き家対策の実施がなされている。
- **都内全市区町村が参加**する**東京都空き家対策連絡協議会**が都によって設置されており、都と市区町村の空き家対策に係る調整・協力の仕組みが整備されている。

都の取組

都が策定する実施方針に基づき、以下の取組等を実施

- エリアリノベーション推進支援事業
市区町村と民間事業者が連携して特定のエリアにおける空き家等の集中的・連鎖的な活用や再生を推進する取組に対して、財政的支援を実施。
- 民間空き家対策東京モデル支援事業
先端技術を駆使した空き家対策や「空き家予備軍」へのアプローチを通じた空き家の発生抑制に資する取組、セーフティネット住宅に改修する取組への支援など、民間の力や知見を空き家対策に活用する施策を展開。
- 「東京空き家ガイドブック」等の発行

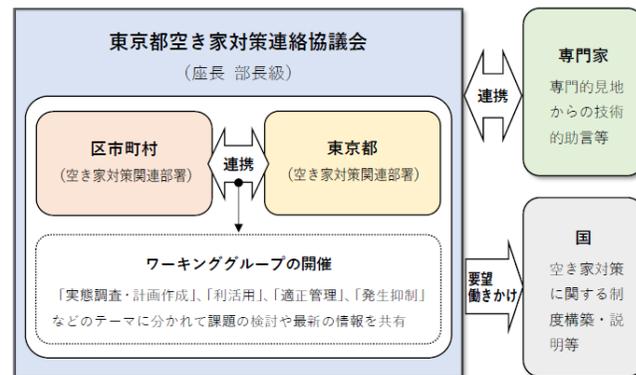
区の取組

空き家等対策の推進に関する特別措置法等に基づき、市区町村が主体となって空き家対策を実施

- 空き家実態調査
- 空家等の所有者と利活用希望者のマッチング事業
マッチング後に必要な改修費用等の助成
- 管理不全な空家等の除却費用の助成
- 専門家による相談事業
- 空家等の所有者等に対する周知・啓発
- 特定空家等に対する措置(空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言又は指導、勧告、命令及び代執行)

都と市区町村の調整・協力の仕組み

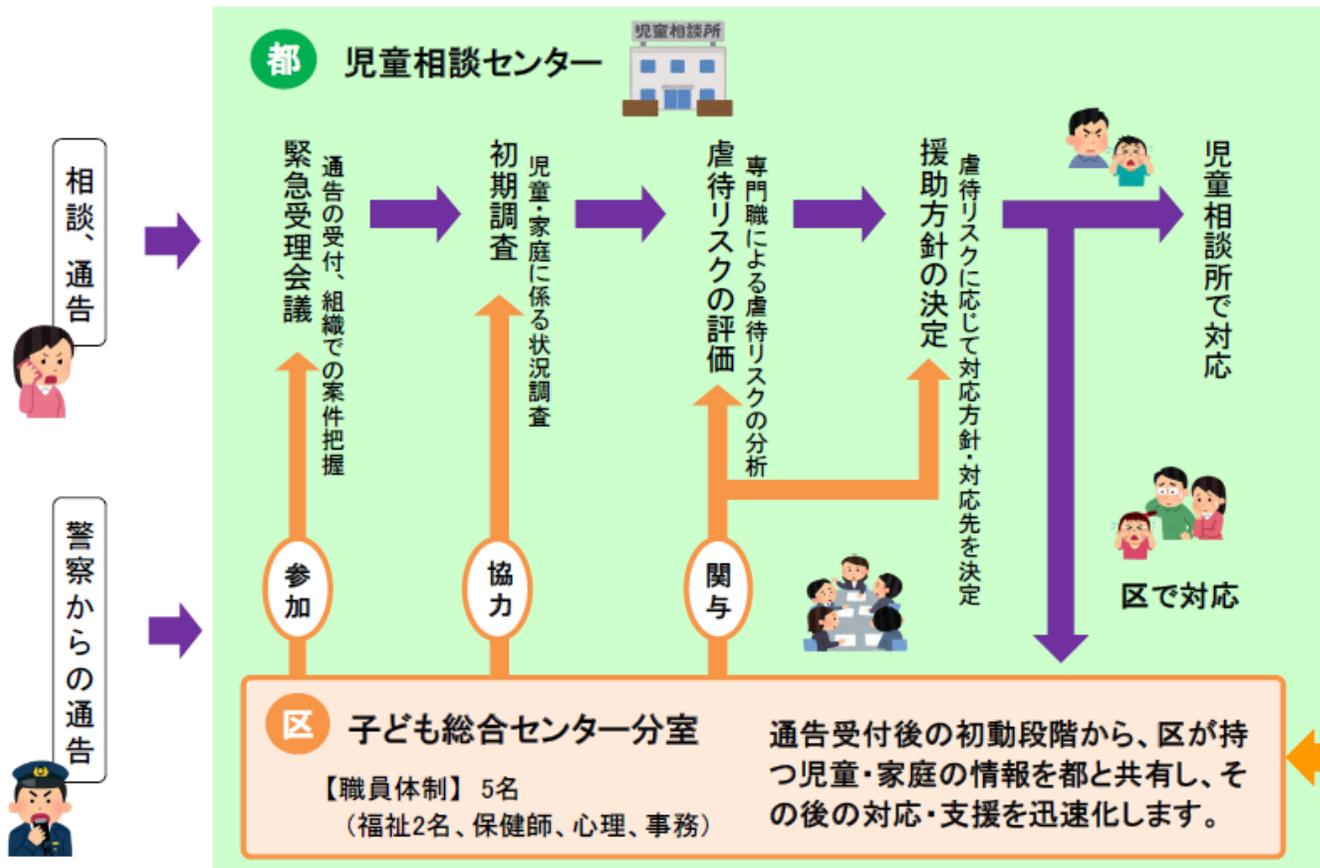
- 東京都は、空き家の適正管理及び利活用の推進等、空き家対策の実施主体である市区町村に対して、**他自治体の取組の情報共有や専門知識の提供等による技術的支援**を行うとともに、**空き家対策における課題解決に向けた共同検討**を行うため、東京都空き家対策連絡協議会を設置。
- 協議会では、東京都住宅政策本部住宅市場担当部長を座長とし、**都内全市区町村が参画**し、「実態調査・計画作成」、「利活用」、「適正管理」、「発生抑制」などのテーマに分かれて**ワーキンググループが開催**されている。



都と区の役割分担・連携の例(児童福祉)

- 都の児童相談センターに新宿区の子ども家庭総合センターの分室を設置することで、東京都児童相談センターへの虐待通告事案について、初動段階から区が持つ児童・家庭の情報を共有し、その後の対応・支援を迅速化。
- 都と区が同じ職場で働くことにより、区が対応すべきケースにおいて、より早い段階で地域支援に繋げ、虐待の早期対応・再発防止を図るとともに、虐待リスクに応じた対応を判断できる職員の育成にも寄与。

虐待相談・支援の流れと子ども総合センター分室の業務



分室設置の効果

虐待対応の迅速化

都区で切れ目のない支援を実現

職員のスキルアップ

都区が同じ職場で働くことで連携を強化し、児童や家庭をより早く適切な支援につなぎ、児童虐待を予防し重篤化を防止します。

区 子ども総合センター
子ども家庭支援センター 4所

地域サービスを活用した
継続的な支援

(備考)令和5年第2回新宿区議会定例会記者会見資料を基に事務局作成

都が積極的に役割を果たしている取組の例(GovTech東京)

- GovTech東京は、**都と市区町村を含めた東京全体のDX**を効果的に進める新たなプラットフォームとして、2023年に東京都の外側に設立された組織(一般財団法人)であり、行政手続のデジタル化などの**市区町村DX推進の支援**や**デジタル基盤強化・共通化**、**都及び市区町村の行政職員向けのデジタル教育の実施**など様々な施策が展開されている。

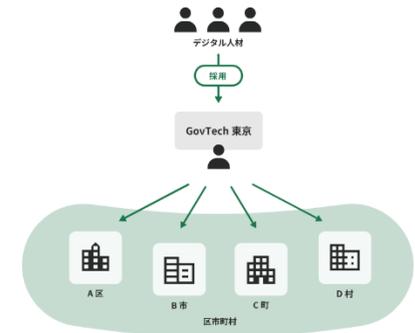
市区町村DX推進の支援

- システムの標準化・共通化をはじめ、行政手続のデジタル化や、窓口改善のためのシステム導入支援など市区町村の政策課題等に応じて、GovTech東京の様々な専門的知見を有するデジタル人材と東京都デジタルサービス局職員によるチームを機動的に編成し、柔軟かつきめ細かに市区町村の取組をサポート。

【主なサポート内容】

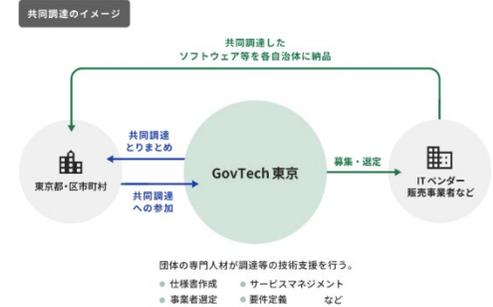
- ・各市区町村のDX進捗状況やニーズ等の把握
- ・市区町村の状況を踏まえたシステム開発等に係る技術的助言、ハンズオン支援
- ・市区町村職員のデジタルスキル向上に向けた、研修会等の人材育成に関する支援

スポット相談・伴走サポート



デジタル基盤強化・共通化

- 東京都と市区町村等で運営を行ってきた「東京電子自治体共同運営サービス」をGovTech東京が受け継ぐ形で「都・区市町村DX協働運営委員会」を設置し、機能を更に拡充させながらサービス運営を実施。また、市区町村のニーズ等を踏まえて、共同化に適したデジタルツールやシステム等についてとりまとめを行い、共同して調達・開発を実施。



デジタル人材確保・育成

- 公共に興味を持ち行政課題の解決に意欲のある多種多様な人材を様々な仕組みで登用するとともに、東京都や市区町村の行政職員向けのデジタル教育を通じて、デジタル人材の育成をサポートし、東京全体のDXを支える人材づくりを推進。

大都市における行政課題への対応に関する論点⑤

論点5:大都市地域における各制度間の関係について

○ 大都市地域における様々な制度の関係性についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ これから人口が減少していく中で、多極分散型の仕組みを考える上で、大都市を核とした制度をどう再設計するかが重要な論点になるのではないか。
- ・ 特別な行政の枠組みを作るときには、何を目的とするのかという観点が不可欠ではないか。諸外国の事例を踏まえると、例えば、社会経済的な活動単位と都市の政治行政単位を整合させるための広域化、行政コストを下げるための特別な制度、広い意味での安全保障の観点も含んだ要請があって作るものなど、いくつかのケースに分類できるのではないか。
- ・ これまでの地方自治制度の改正は、自治体のニーズに配慮し、細やかに対応した結果、全体として複雑なものになっているのではないか。特に大都市制度という権限配分に関する制度と、事務の共同処理や連携といった事務の実施に関する仕組みとが複雑に重なり合っていることで、どのような自治の形を目指そうとしているのかが、一見して分かりづらくなっているのではないか。
- ・ 日本は、比較法的に見て、憲法における地方自治関係の規定の仕方が粗いという特徴があり、国と地方の関係や、地方の中での都市と農村との関係、東京一極集中といった理念的な問題について法律面で議論するプラットフォームが乏しいことから、こうした理念的な問題を、地方自治法の大都市に関する規定の議論に反映することが必要ではないか。
- ・ 以前の東京市の区域に都区制度が導入されてから80年以上が経ち、「東京圏」として実質的に機能しているエリアは、現在の特別区の区域よりも広がっており、都区制度を採用する区域を広げるという議論もあり得るのではないか。

検討の視点

- 例えば、東京圏においては、都区制度が適用されている区域と指定都市制度が適用されている区域とで相対化が進んでいるのではないかといった指摘も見られるが、人口の集中度合いや大都市圏の広がりなど、大都市地域の様相は多様である中で、大都市に関する各制度はそれぞれどのような地域に適用すべきものと考えられるか。
- 都道府県のあり方にも影響を与える大都市に関する各制度の適用範囲を考える際に、国全体の政治・行政や社会経済への影響の観点と地域住民の意向の反映のバランスをどう考えるか。

大都市における行政課題への対応に関する論点⑥

論点6:大都市圏における広域的な課題への対応について

論点6-1 都道府県の区域を超えた圏域行政への対応

○ 都道府県の区域を超えた圏域行政への対応のあり方についてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な議論等)

- ・ これまでは人口が増えていく中で、皆が取り組んだ方がウィンウィンだという分野について主に取り組まれてきたのではないかと思うが、これから人口や世帯数も減っていく中で、人口や財政の面で弱いエリアに対しても、広域的にカバーしたりサポートしていくことが求められるのではないか。
- ・ 市域を超えて都市圏が広がる地域では、人口減少時代において、圏域全体で限りある資源を効果的に活用するため、広域性や一体性の確保が必要であり、市町村間の水平的な広域「連携」に頼るだけでなく、実効性を伴った広域「調整」の機能が重要ではないか。
- ・ 子育て、介護・福祉、交通などは、行政領域を超えた利用の需給の問題があり、広域的な取組が求められているテーマといえるのではないか。
- ・ 大規模災害対策について、避難体制の確保、廃棄物処理など広域的な対応が必要な課題が山積しており、国や複数の都道府県も含めて広域的に対策を検討すべきではないか。災害対策以外の課題についても、広域的な対応を進めるための専任の調整組織を設けるといった対応が必要ではないか。
- ・ 首都圏には、大規模災害リスクへの対応、建設が集中する社会インフラや集合住宅の老朽化への対応、将来的に急激な高齢化を迎えることに伴う生産年齢人口の減少に対する早期の対応など、人口や産業が集中していることに起因する首都圏特有の課題があり、九都県市首脳会議は、取り組むべき広域的な課題に対して適切な時期に適切な体制で都県市を超えた連携により対応してきている。
- ・ 九都県市首脳会議では、環境問題、廃棄物問題などの様々な課題について連携が行われているが、かつての七都県市首脳会議での活発な議論に比べると、現在はあまり機能していないという印象。地方自治の観点からは、地域によって行政サービスが変わることは必ずしも否定されるべきではないが、教育分野のように格差の拡大につながってしまう行政課題もあるのではないか。
- ・ 九都県市首脳会議の議論において、一般市町村の意見をどのように吸い上げるか、あるいは九都県市での決定を一般市町村にまでどのように波及させるかが論点になるのではないか。

大都市における行政課題への対応に関する論点⑥

論点6-1 都道府県の区域を超えた圏域行政への対応

(これまでのWGでの主な議論等)(つづき)

- ・ 関西広域連合では、補完性の原則をどうやって体現できるのかということ意識しており、人口減少や財政負担などを踏まえ、府県域を超えて広域単位で行った方がより効率的であるものについて広域連合の自治を展開している。具体的には、防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全などの幅広い分野において取組が行われている。
- ・ 広域連合の機能を充実させ、更に関西広域連合以外の広域自治体をつくっていくという観点から、国と地方の役割分担の中に広域行政ブロック単位の広域連合を法律上しっかりと位置付けるべきではないか。
- ・ これから人口が更に減少し、超高齢社会となっていく中で、広域連合だからこそ、人口・税収が少ないエリアに対するサポートの議論が非常に大事になってくるのではないか。
- ・ 広域連合で連携の取組を進めるに当たっては、受益と負担のバランスをどう取るかや非都市部の立場をどう汲み取るかといったことが課題となるのではないか。

(第33次地方制度調査会答申での指摘)

- ・ 第33次地制調答申では、「(東京圏について)例えば、関西圏における関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組み、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み、あるいは、都県等と国とが協議により調整を行う枠組みなどが考えられる。このような仕組みは、平時から設け、体制の構築とともに運用の実効性を確保しておくことが必要である。」との指摘がなされている。

検討の視点

- 経済・生活圏が行政区域を超えて広がる三大都市圏、とりわけ東京圏において、地方公共団体間で利害が一致しないような行政課題について実効性のある調整を行うために、どのような仕組みが必要と考えられるか。
- 東京都では、大規模水害時の広域避難や首都直下地震における帰宅困難者等対策に関して、国と関係自治体等で構成される協議会において検討が行われているが、インフラの老朽化対策、急速な高齢化社会への対応など、東京圏の課題として指摘されている他の分野においてもこうした取組を広げていくための方策についてどう考えるか。
- 防災や子育て、介護、交通など、市町村が重要な役割を果たしている分野における圏域単位での取組では、市町村の意見を反映させることが重要になると考えられるが、市町村の意見を反映させるための方策についてどう考えるか。

東京圏における主な都市の人口の推移

○ 東京圏全体で一貫して増加傾向が続いている中で、東京都特別区の人口は、1960年以降、概ね一定の規模で推移していたが、近年は大きく増加傾向にある。神奈川県・埼玉県・千葉県は、徐々に緩やかになっているが、川崎市のように依然として高い水準で推移している地域も見られる。

※()内の数値は、15年前からの増減率

	1960年	1975年	1990年	2005年	2020年
日本の総人口	93,418,501	111,939,643 (+19.8%)	123,611,167 (+10.4%)	127,767,994 (+3.4%)	126,146,099 (▲1.3%)
東京都	9,683,802	11,673,554 (+20.5%)	11,855,563 (+1.6%)	12,576,601 (+6.1%)	14,047,594 (+11.7%)
特別区	8,310,027	8,646,520 (+4.0%)	8,163,573 (▲5.6%)	8,489,653 (+4.0%)	9,733,276 (+14.6%)
神奈川県	3,443,176	6,397,748 (+85.8%)	7,980,391 (+24.7%)	8,791,597 (+10.2%)	9,237,337 (+5.1%)
横浜市	1,375,710	2,621,771 (+90.6%)	3,220,331 (+22.8%)	3,579,628 (+11.2%)	3,777,491 (+5.5%)
川崎市	632,975	1,014,951 (+60.3%)	1,173,603 (+15.6%)	1,327,011 (+13.1%)	1,538,262 (+15.9%)
相模原市	137,114	421,991 (+207.8%)	602,436 (+42.8%)	701,630 (+16.5%)	725,493 (+3.4%)
埼玉県	2,430,871	4,821,340 (+98.3%)	6,405,319 (+32.9%)	7,054,243 (+10.1%)	7,344,765 (+4.1%)
さいたま市	414,762	813,712 (+96.2%)	1,007,569 (+23.8%)	1,176,314 (+16.7%)	1,324,025 (+12.6%)
千葉県	2,306,010	4,149,147 (+79.9%)	5,555,429 (+33.9%)	6,056,462 (+9.0%)	6,284,480 (+3.8%)
千葉市	257,759	659,356 (+155.8%)	829,455 (+25.8%)	924,319 (+11.4%)	974,951 (+5.5%)

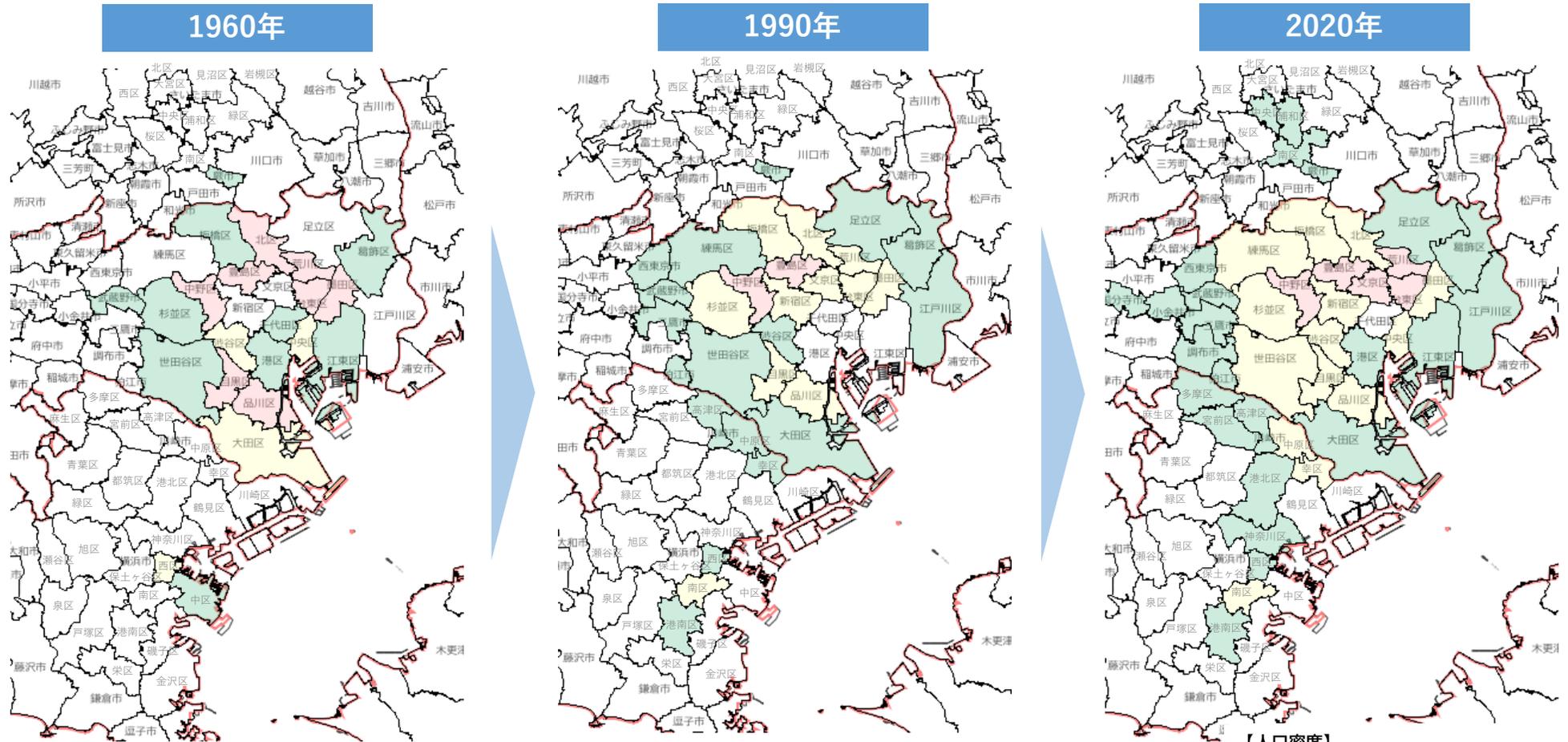
(備考) 令和2年、平成17年、平成2年、昭和50年、昭和35年国勢調査結果を基に事務局作成

相模原市は2005年までの数値について津久井郡を、さいたま市は1990年までの数値について浦和市、大宮市、岩槻市、与野市を、

千葉市は1960年の数値について千葉郡泉町、山武郡土気町をそれぞれ足し上げている。

東京圏の市区町村の人口密度の推移(1960年-2020年)

- 1960年からの長期的な推移で見ると、東京都特別区では、人口密度が特に高い(20,000人/km²を超える)区域は、1990年にかけて減少したが、人口の増加に伴い、再び増加傾向となっている。
- 東京圏全体では、人口密度が高い(10,000人/km²を超える)区域は、人口の増加に伴い、東京都市部・横浜市・川崎市・さいたま市など、特別区以外の区域にも徐々に広がっている。



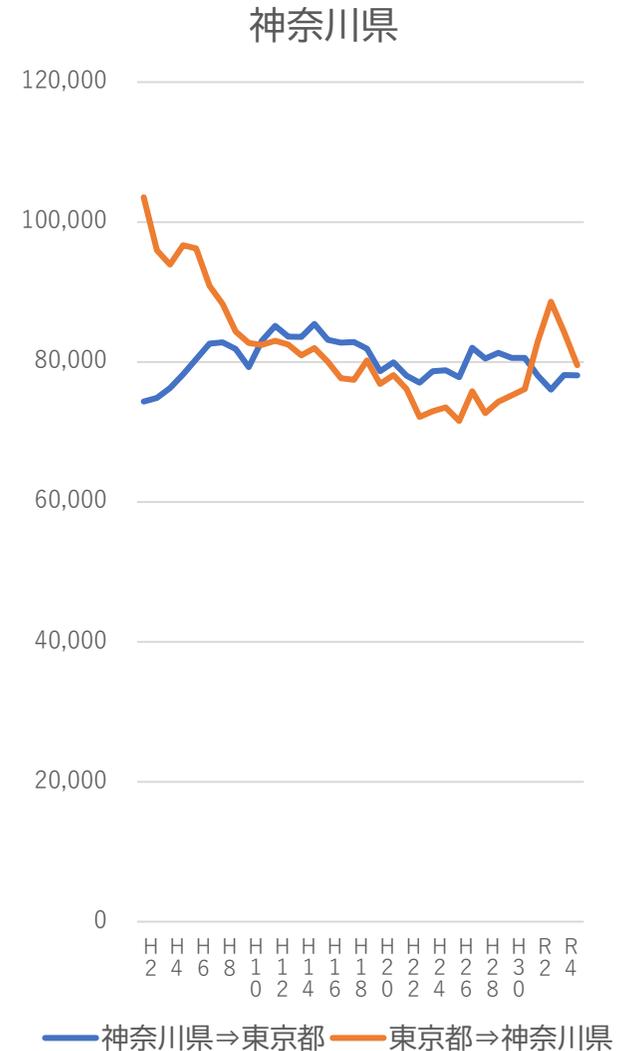
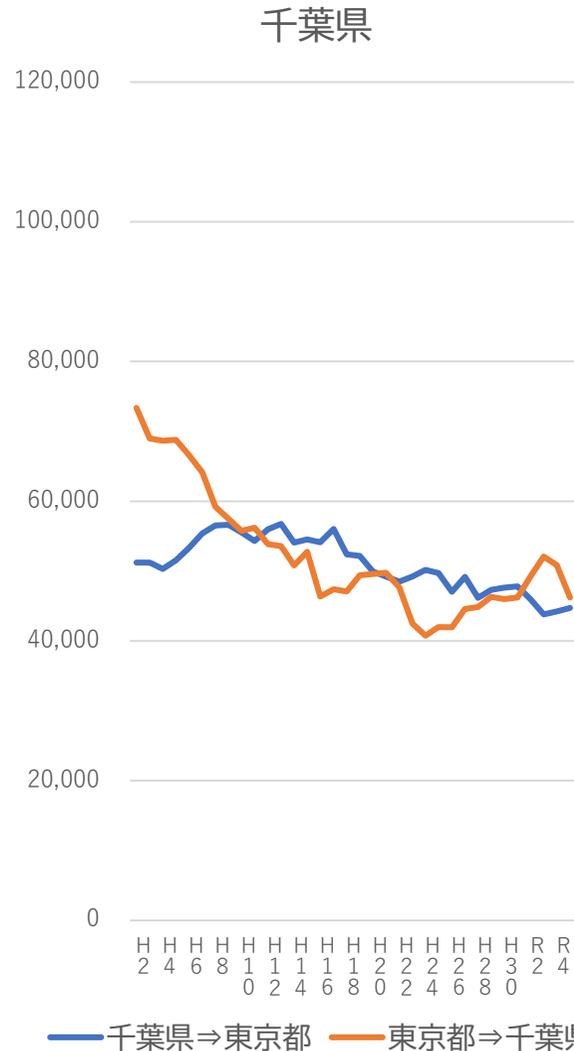
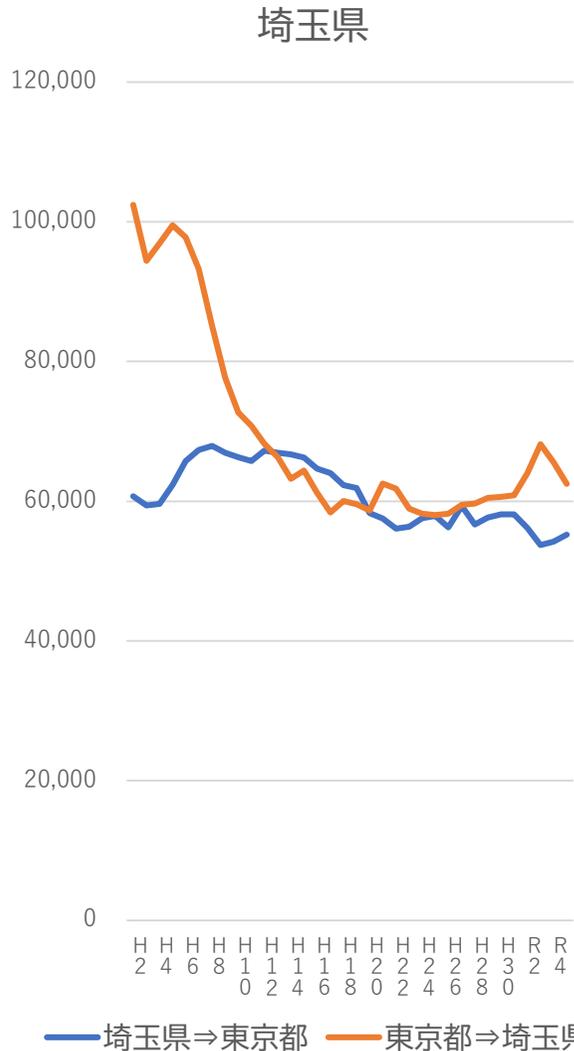
(備考)令和2年、平成2年、昭和35年国勢調査結果及び国土地理院地図を基に事務局作成(行政区界は令和2年(2020年)時点)
 ※指定都市の一部行政区で、合併・分割により当時の人口密度の特定が困難な場合は、合併・分割前の区域の人口密度を使用

【人口密度】

20,000~	人/km ²
15,000~20,000	人/km ²
10,000~15,000	人/km ²
~10,000	人/km ²

東京都と埼玉県、千葉県及び神奈川県との間の人口移動の推移

- 東京都と周囲3県との間の人口移動は、**東京都からの人口流出が上回る状況が平成10年頃を境に逆転し、東京都への人口流入が上回る状況が続いていた。**
- 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により**一時的に東京都からの人口流出が増加したものの、近年は再び周囲3県から東京都への人口流入傾向に戻りつつある。**



国が参加する広域的な連携の枠組みの例①

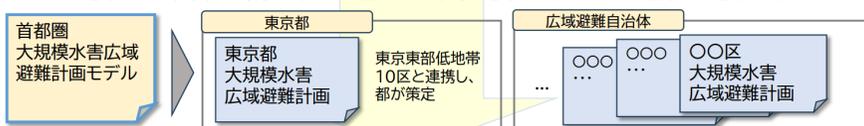
- 防災分野では、例えば、**大規模水害時の広域避難**について、**国と東京都**が中心となって、**東京圏の関係自治体や民間事業者との連携による検討**が行われている。また、**首都直下地震における帰宅困難者等対策**では、**国や東京都、東京圏の関係自治体が連携**して、関係機関間の連携・役割分担等について、議論が行われている。

大規模水害時の広域避難の主な取組

- 令和4年3月に、**内閣府と東京都が共同で座長**となり、**国の関係機関や東京圏の関係自治体、交通事業者等で構成**される「**首都圏における大規模水害広域避難検討会**」が、「**広域避難計画策定支援ガイドライン**」を策定。
- 上記ガイドラインを踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するため、**内閣府と東京都が共同で座長**となり、**国の関係機関や東京圏の関係自治体、交通事業者、通信事業者等で構成**される「**首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会**」を設置し、広域避難計画モデルの作成等、具体的な広域避難のあり方について整理が行われている。

首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会			
WG	広域避難先開設・運営検討WG	避難手段・誘導検討WG	情報発信・伝達検討WG
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府・東京都 国の関係機関 埼玉県・千葉県 広域避難自治体 東京商工会議所 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府・東京都 国の関係機関 埼玉県・千葉県 広域避難自治体 交通事業者 警視庁・東京消防庁 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府・東京都 国の関係機関 埼玉県・千葉県 東京商工会議所 メディア事業者等
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難先の開設・運営方法等の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> 避難手段の確保・避難誘導の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な避難行動につながる実効性のある避難情報等の発信・伝達方法の検討

今後、モデルを踏まえ、東京都大規模水害広域避難計画(仮称)を策定し、区が広域避難計画を策定等できるよう支援

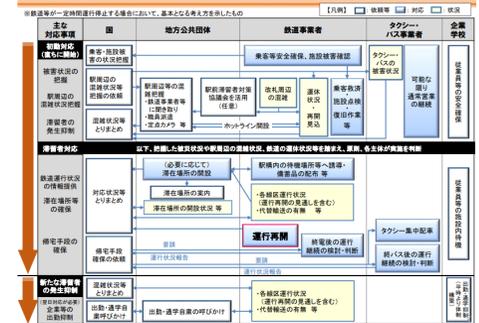


(備考)第7回 首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会(令和7年3月26日)資料4より抜粋

首都直下地震における帰宅困難者等対策主な取組

- 平成23年9月に、**内閣府と東京都が共同で座長**となり、**国の関係機関や東京圏の関係自治体、交通事業者や通信事業者等の関係団体等で構成**される「**首都直下地震帰宅困難者等対策協議会**」を設置し、翌年に平時における準備や災害時における行動指針をとりまとめ。
- 令和4年8月に、**内閣府が事務局**となり、**東京圏の関係自治体や学識経験者で構成**される「**首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会**」が、「**帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針**」を取りまとめ、国、自治体及び帰宅困難者が待機する施設の管理者等関係者の役割分担等について整理。
- 現在は、中央防災会議防災対策実行会議の下、**内閣府が事務局**となり、**東京圏の関係自治体や学識経験者で構成**される「**首都直下地震対策検討ワーキンググループ**」を設置し、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策の検討が行われている。

鉄道運休を伴うマグニチュード4クラスに達しない地震における対応のタイムライン(案)



(備考)第3回 首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会(令和4年7月21日)資料3より抜粋

国が参加する広域的な連携の枠組みの例②

- 国が参加する圏域単位の広域的な連携の枠組みとしては、以下のような例がある。
 - ・ 国土形成計画法に基づき国土交通大臣が定める広域地方計画及びその実施に関して協議するため、**全国8ブロック**に設けられている**国、地方公共団体、経済団体等で構成**される「**広域地方計画協議会**」
 - ・ 地域開発等の広域的な行政課題に対応するとともに、国の地方行政機関等を含め広く総合的な視野の下に検討を行うため、**全国9ブロック**に設けられている**都道府県知事、指定都市市長、国の地方行政機関の長等で構成**される「**地方行政連絡会議**」(平成13年度以降、開催実績無し)

■国が参加する圏域単位の広域的な連携の枠組みの例

【広域地方計画協議会】

1 広域地方計画

- ・ 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)に基づき、国土交通大臣が、対象となる区域における国土の形成に関する方針・目標及び目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策について定める計画。
- ・ 全国8ブロック(東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏)ごとに策定されており、現在の計画は、概ね10年間の国土づくりの戦略を定めたものとして平成28年3月に決定。

2 広域地方計画協議会

○概要

- ・ 国土形成計画法に基づき、広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに組織。

○構成員

- ・ 国の地方行政機関の長、都道府県知事、指定都市市長、市町村団体、経済団体等で構成。

(参考)首都圏広域地方計画(平成28年3月策定)

- ・ 国土形成計画(平成27年8月策定)を受け、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにした概ね10年間の計画で、同計画に基づき、①IoT・ICT、②防災・復旧、③国際競争力、④交流ネットワーク、⑤共生社会、⑥拠点形成の6分野で38プロジェクトが推進されている。
- ・ また、新たな首都圏広域地方計画の策定に向けた検討が令和4年8月から進められており、令和6年12月には、その時点での検討状況を整理した「中間とりまとめ(素案)」が公表されている。

首都圏広域地方計画協議会

【国の地方行政機関】

警察庁 関東管区警察局長
 総務省 関東総合通信局長
 財務省 関東財務局長
 厚生労働省 関東信越厚生局長
 農林水産省 関東農政局長
 林野庁 関東森林管理局長
 経済産業省 関東経済産業局長
 国土交通省 東北地方整備局長
 国土交通省 関東地方整備局長
 国土交通省 北陸地方整備局長
 国土交通省 中部地方整備局長
 国土交通省 関東運輸局長
 国土交通省 東京航空局長
 海上保安庁 第三管区海上保安本部長
 環境省 関東地方環境事務所長
 環境省 中部地方環境事務所長

【都県】

茨城県知事
 栃木県知事
 群馬県知事
 埼玉県知事
 千葉県知事
 東京都知事
 神奈川県知事
 山梨県知事
 福島県知事
 新潟県知事
 長野県知事
 静岡県知事

【指定都市】

さいたま市長
 千葉市長
 横浜市長
 川崎市長
 相模原市長

【市町村団体】

全国市長会関東支部長
 関東町村会長

【経済団体】

関東商工会議所連合会副会長



大都市における行政課題への対応に関する論点⑥

論点6-2:指定都市を含む市町村間の広域連携

(1) 指定都市と周辺市町村の間の連携を推進していくことについてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 地方圏においては、相当の規模と中核性を備える圏域において、市町村が連携する連携中枢都市圏が38圏域形成されており、指定都市を中心市とした圏域が7圏域あるが、圏域を形成していない指定都市もある。
- ・ 指定都市を中心とした連携中枢都市圏においては、診療所の人的支援、介護人材の育成、消防・救急業務における映像通報システムの導入などの取組が行われている。
- ・ 指定都市と周辺市町村の間では様々な連携が行われているが、水平的な連携が多く、指定都市が補完的な役割を担っている連携はあまりみられない。
- ・ 人口減少下において指定都市でも人材・施設等の資源が減少傾向にあり、持続可能な行政サービスの提供のため、一層の連携が求められるのではないかと。
- ・ 大都市の役割について、住民に身近な基礎自治体としての役割に加え、都市圏全体の活性化、発展のためのけん引役となる中枢としての役割が必要であり、地方圏においては、大都市が核となって連携の中心的な役割を果たしていくことが考えられるのではないかと。

検討の視点

- 人材不足が深刻化していく中であって、とりわけ三大都市圏以外の地方圏における指定都市には、連携中枢都市圏の仕組みも活用して、これまで以上に周辺市町村との連携に取り組み、法令に基づき行うこととされている分野の事務を中心に補完的な役割を果たしていくことが求められると考えられるか。
- 他方、指定都市はあくまで他の市町村と同様の基礎的な自治体であり、指定都市が補完的な役割を果たしていくためには、これを後押しする仕組みが必要と考えられるか。
- また、周辺市町村との連携において補完的な役割を担うに当たっては、指定都市と道府県との間で、その役割分担について調整する必要があると考えられるか。

地方圏の指定都市を中心とした連携中枢都市圏の取組状況①

- 地方圏の10の指定都市のうち、**7の指定都市**が近隣の市町村と**連携中枢都市圏を形成**。
- これらの圏域では、指定都市が中心となった多様な取組が見られるが、効率的な行政サービスの提供のため、**法令に基づき行うこととされている福祉や教育、インフラ管理**などの分野の事務や、**公共施設の集約化**や**専門人材の確保**に重点的に取り組むことが考えられるか。

	連携協約締結市町村数	連携中枢都市圏における主な取組内容
札幌市	7市3町1村 〔小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○「食」などの分野を対象とした新技術開発の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市は、「食」「健康医療」「環境(エネルギー)」「IT」「製造」の分野を対象とした実用化・事業化の可能性が高い圏域内の新製品、新技術開発等に対して、補助や専門家の企業への派遣等を実施 ・ 連携市町村は、この取組を周知 ○移住促進のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市は、道外における移住イベントの出展等や情報発信を企画・実施 ・ 連携市町村は、この取組を周知し、合同で出展等を実施 ○公共施設の相互利用や配置に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市は、市の斎場の広域利用に関する調査・検討の実施するほか、し尿や下水等の受入・処理、雪堆積場の管理・運営、共同活用に向けた検討を実施 ・ 連携市町村は、調査研究等に係る会議に参加するほか、し尿や下水等収集の検討、雪堆積場の土地の提供、共同活用に向けた検討を実施
新潟市	7市3町1村 〔三条市、新発田市、燕市、五泉市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○DXプラットフォームの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市は、DXの推進を通じた新事業創出に向け、圏域内の多様な業種の人や企業をつなぐ場として「DXプラットフォーム」を整備し、運営 ・ 連携市町村は、「DXプラットフォーム」を利用する企業の募集等を実施 ○文化・観光施設の相互利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市は、圏域の文化・観光施設共通割引券を市報で案内し、市の公共施設に設置 ・ 連携市町村は、圏域の文化・観光施設共通割引券を各市町村の広報紙等に掲載 ○バス路線等の公共交通ネットワークの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市は、圏域内の高速バス路線等の公共交通ネットワークの構築に向けた検討 ・ 連携市町村は、公共交通の利用状況や利用促進策に関する調査・検討を実施し、新潟市に情報提供するとともに、連携市町村間で共有のあった取組等について各自の利用促進策への反映を検討

地方圏の指定都市を中心とした連携中枢都市圏の取組状況②

	連携協約締結市町村数	連携中枢都市圏における主な取組内容
静岡市	4市2町 〔島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域商品の首都圏における販路拡大のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市は、本事業に取り組む圏域内に所在する企業を選定し、商品開発から販売促進まで伴走支援 ・ 連携市町は、静岡市と選定された当該市町の事業所の間に入ってサポートし、支援 ○移住促進のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市は、首都圏等で開催される移住イベントに圏域として出展する際の調整等を実施 ・ 連携市町は、イベントに合同で出展等を実施 ○圏域共通の電子申請サービスの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市は、圏域共通で利用可能な電子申請サービスを導入するよう、連携市町の導入経費を負担 ・ 連携市町は、電子申請サービスを導入
岡山市	7市5町 〔津山市、玉野市、総社市、備前市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○スタートアップ支援拠点の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市は、スタートアップ支援拠点の運営や圏域内の起業家をターゲットにしたイベントを開催 ・ 連携市町は、この取組を周知 ○圏域内周遊に向けた観光資源発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市は、文化財等を観光資源として活用するための事業の実施・とりまとめ・関係団体等との調整や、岡山城（周辺施設含む）の整備を実施 ・ 連携市町は、文化財等を観光資源として活用するための事業の実施、関係団体等との調整を実施 ○公立夜間中学の共同活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市は、市内に夜間中学を整備し、運営 ・ 連携市町は、住民が通学できるよう、岡山市と協定を締結
広島市	14市18町 〔呉市、廿日市市、岩国市、浜田市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域対象の地域共通ポイント制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市は、スマートフォンアプリ等を活用した地域共通ポイント制度の普及促進等を実施 ・ 連携市町は、イベントなどでのポイント発行の実施や制度を周知 ○救急相談センター事業（#7119）の圏域での実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市は、救急要請や救急受診する前に相談できる窓口を設置する救急相談センター事業を実施 ・ 連携市町は、自市町域内の医療機関との調整を行うとともに、住民に#7119を周知 ○技術職員の補完体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市は、毎年度数人程度の技術職員を確保し、技術職員が不足する連携市町の状況を勘案しつつ、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用した職員派遣を実施

地方圏の指定都市を中心とした連携中枢都市圏の取組状況③

	連携協約締結市町村数	連携中枢都市圏における主な取組内容
北九州市	5市12町 〔直方市、行橋市、豊前市、中間市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○「食」を中心とした圏域の魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市は、首都圏や福岡都市圏等でのイベント開催やHPを運営 ・ 連携市町は、各市町から出店・出品する業者等との調整やHP上でのイベント情報の更新などを実施 ○若者の自立支援のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市は、子ども・若者を総合的にサポート等していく総合相談窓口として子ども・若者応援センターを運営 ・ 連携市町は、この取組を周知 ○上下水道の広域化の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市は、近隣水道事業者との広域連携に関する水道広域セミナーや勉強会を主催 ・ 連携市町は、水道広域セミナーや勉強会に参加
熊本市	8市13町2村 〔荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○産学連携による新事業の創出支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市は、「産学連携コーディネータ」を配置するほか、大学教授等の研究シーズを企業が学び、事業化の契機としてもらう「小規模マッチング会」を開催 ・ 連携市町村は、この取組を周知 ○図書館の相互利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市は、市の図書館等に来館した連携市町村の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施 ・ 連携市町村は、連携市町村の図書館等に来館した熊本市の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施 ○市民病院における医療センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市は、市民病院において、周産期医療に係る各医療機関との連携を図る総合周産期母子医療センターを運営

大都市における行政課題への対応に関する論点⑥

論点6-2:指定都市を含む市町村間の広域連携

(2) 三大都市圏における、指定都市も含めた市区町村間の連携を推進していくことについてどう考えるか。

(これまでのWGでの主な意見等)

- ・ 公共交通機関が発達している三大都市圏では、例えば駅の出口によって市区町村が異なることもあり、帰宅困難者等が発生した場合の役割分担等について、事前に検討しておく必要があるのではないか。
- ・ 福祉に関する広域的な課題への対応として、例えば、特別区では地価や人件費が非常に高いことから、区域外に高齢者施設が設置される場合に、そこに補助金を出すことによってベッドを確保するなど、拠点を区域外に求める動きがある。
- ・ 複数の市町村が参画する会議体や組織を設置することで、効果的に共通課題への対応や共同処理に取り組めるのではないか。
- ・ 大都市の役割について、住民に身近な基礎自治体としての役割に加え、都市圏全体の活性化、発展のためのけん引役となる中枢としての役割が必要ではないか。
- ・ 単独の大都市が周辺市町村のために行政サービスを展開することは、施設の相互利用など双方の住民にメリットがある内容でない限り、受益と負担の観点から課題があるのではないか。

検討の視点

- 三大都市圏においては、大規模災害に伴う帰宅困難者の発生や、高齢化に伴う入所需要の増大などの課題に対応するため、特に防災や高齢者福祉等の分野において広域連携を図ることが必要と考えられるか。こうした連携に当たっては、公共交通機関が発達し人の移動が市区町村域を越えていることから、隣接していない市区町村を含めた連携も考えられるか。
- 人材不足が三大都市圏においても顕在化していることを踏まえれば、指定都市等の大都市が中心となって周辺市町村に対する補完的な役割を果たすことも考えられるほか、こうした都市が周辺に存在しない地域においては、市町村間の双務的な連携や都道府県による補完が考えられるか。
- 連携に向けた調整や共同処理のあり方等について検討を行うための会議体などを設置することも効果的ではないか。

大都市圏における課題等に対する広域連携による対応の例①

高齢者福祉 (増加する需要への対応)

- ◆新宿区では、**区外の特別養護老人ホーム**に対する**建設費を助成**
- ◆杉並区では、特別養護老人ホームについて、
 - ・区民の**入所の協力を依頼する区外協力施設**が13カ所存在(練馬区、八王子市、昭島市、福生市、東久留米市、瑞穂町、日の出町、あきる野市、八王子市、青梅市)
 - ・**自治体間協力施設**として、静岡県南伊豆町と連携して、**南伊豆町内に区民用の特別養護老人ホーム**を開設



杉並区・南伊豆町の連携による自治体間連携特別養護老人ホーム「エクレンシア南伊豆」(同施設HPより)

公共交通、行政窓口 (市町村域を越えた人の移動)

- ◆国立市と国分寺市の**2市共同市民利用施設**として、証明書の発行等の行政サービスの提供を行う「**国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ**」を国立駅高架下に開設
- ◆武蔵野市・三鷹市が、JR三鷹駅北口と武蔵境駅北口を循環する**コミュニティバス「ムーバス」**を**共同運行**



出典: 国立市HP、武蔵野市HP

出口によって
市区町村が異なるなど、
市区町村境に近接して
いる駅の例



出典: 国土地理院「地理院地図Vector」

防 災 (帰宅困難者対策)

◆特別区長会調査研究機構では、**帰宅困難者対策における初動対応体制**の確立に向けた取組について、調査研究を実施

→帰宅困難者対策における初動対応体制の確立に向けた重点取組事項(**一斉帰宅の抑制の周知・啓発、駅周辺等における混乱防止、一時滞在施設の確保、帰宅困難者への情報提供**)の現状と課題を整理(令和5年度調査研究)

→これらを踏まえ、重点取組事項に関する現状把握と分析、**特別区間の連携及び連携に資する施策の検討**を行うとともに、国・東京都・自治体の最新の帰宅困難者対策の把握、**帰宅困難者対策における初動対応の充実・強化に向けた自治体等の連携について検討**を実施(令和6年度調査研究)

(備考)特別区長会調査研究機構HPを基に事務局作成

会 議 体 の 設 置

◆横浜市と隣接7市(※)が連携して「**8市連携市長会議**」を開催し、専門人材の確保・育成や、2040年頃に深刻化する高齢化やインフラの老朽化等の課題への対応について検討 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

<主な取組内容>

- ・専門人材の不足に対応するため、再任用終了後の人材活用について協議・検討し、**各市の技術職に係る会計年度任用職員等の募集情報を対象者に共有し、技術職員の相互活用を促進**
- ・**震災時の応援**(食料等の提供、被災者救出、施設相互活用等)や、**防災訓練の相互参加**などの事前対策において連携
- ・**介護人材の不足、若者向け啓発、研修等の介護人材の確保・育成**について、各市の事例共有や課題認識、連携の可能性について検討
- ・社会インフラ・公共施設の老朽化対策、相互利用等について検討

(備考)横浜市HP等を基に事務局作成